

昭和村第5次総合計画 後期基本計画

－ みんなでつくろう 元気な昭和村 －

(案)

令和2年2月

昭 和 村

目 次

第1部 総 論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の役割、構成と期間	3
第2章 昭和村の将来像と計画の体系等	5
1 将来像	5
2 将来像の実現に向けた計画の体系	6
3 人口目標（見直し）	7
第3章 踏まえるべき住民ニーズと時代潮流等	8
1 新たなむらづくりへの住民ニーズ	9
2 新たな時代潮流	16
3 国の第2期総合戦略	20
第2部 後期基本計画	21
第1章 みんなで進める自主・協働のむらづくり	22
1 住民参画・協働推進体制の確立	22
2 地域活動・コミュニティ活動の充実	24
3 情報公開と広報広聴の充実	26
第2章 子育て応援・教育重視のむらづくり	29
1 子育て支援の充実	29
2 学校教育の充実	32
3 地域教育の充実と青少年健全育成の推進	35
4 男女共同参画・人権対策の推進	37
第3章 みんないきいき スポーツ・文化のむらづくり	40
1 生涯学習推進体制・施設の充実	40
2 社会教育活動の推進	42
3 文化活動・文化財保護活動の充実	44
4 生涯スポーツ活動の充実	46
5 友好交流都市との交流促進と多文化共生体制の充実	48
第4章 生涯安心・健康福祉のむらづくり	50
1 地域福祉の充実	50
2 高齢者支援の充実	52
3 障がい者支援の充実	55
4 社会保障の充実	58

5	健康・保健活動の充実	60
6	地域医療体制の充実	63
第5章	農業を基幹に元気産業のむらづくり	65
1	農業・林業の振興	65
2	商工業・エネルギー産業等の振興	69
3	観光と6次産業化の推進	72
第6章	安全で生活便利なむらづくり	75
1	防災体制・治山治水対策の充実	75
2	消防・救急体制の充実	78
3	交通安全・防犯・消費者対策の推進	81
4	道路・公共交通の整備充実	84
5	住環境の整備充実	87
第7章	緑に包まれた人にやさしいむらづくり	90
1	自然環境の保全	90
2	景観形成と公園・緑地の整備	92
3	上下水道の整備	94
4	廃棄物処理とリサイクルの推進	97
第8章	計画推進のために	99
1	行政運営の充実	99
2	財政運営の充実	101
3	広域行政の推進	103
第3部	第2期総合戦略	105
第1章	第2期総合戦略の基本的な考え方	106
1	戦略の位置づけ	106
2	戦略の検証・改善について	108
3	戦略の構成	108
第2章	第2期総合戦略の体系	109
第3章	基本戦略ごとの取り組み	110
1	農業・商工業を大切にするとともに、いきいきと働けるようにする	110
2	新しいひとの流れをつくるとともに、昭和村ファンを増やす	115
3	結婚・出産・子育ての希望をかなえるとともに、未来を担う人材を育てる	118
4	誰もが住みたくなる、安全・安心・便利なむらをつくる	123

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

本村では、「首都圏の台所」といわれる野菜産地としての特性や四季折々の素晴らしい景観をはじめ、本村ならではの特性・資源を生かした魅力あるむらづくりを進めるため、平成26年度に、基本構想（平成27年度～令和6年度）と前期基本計画（平成27年度～令和元年度）からなる昭和村第5次総合計画を策定し、『みんなであつくり 元気な昭和村』という将来像の実現に向けた様々な施策を住民とともに積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、この間、少子高齢化・人口減少の一層の進行や全国各地における大規模な自然災害の発生をはじめ、社会・経済情勢は大きく変化してきています。

また、村内においては、保健・医療・福祉の充実や快適で安全・安心な住環境の整備が引き続き強く求められているほか、子育て環境や保育・教育環境の充実を重視する傾向が強まっています。

こうした社会・経済情勢の変化や住民ニーズに的確に対応しながら、さらに住みよい昭和村をみんなであつくりつづけていくため、後期5年間のむらづくりの指針として、ここに昭和村第5次総合計画後期基本計画（令和2年度～令和6年度）を策定します。

なお、人口減少が進む中、地方創生^{※1}の取り組みを強化するため、平成27年度に策定した昭和村まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しが求められていますが、本村においては、“これからのむらづくりの重点＝総合戦略（人口減少対策）”ととらえており、効果的・効率的な取り組みを進めるため、後期基本計画と第2期総合戦略を一体的に策定することとします。

^{※1} 人口減少の歯止めや東京圏への人口集中の是正などにより、将来にわたって活力と魅力ある地方をつくり出すこと。

2 計画の役割、構成と期間

(1) 計画の役割

本計画は、基本構想・前期基本計画を踏まえ、以下のような役割を持つ計画として策定しました。

役割1

参画・協働のむらづくりを進めるための共通目標

今後のむらづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、本村の特性をもう一度見直し、住民一人ひとりが主体的に参画・協働するための、むらづくりの共通目標となるものです。

役割2

地域経営を進めるための行財政運営の指針

自立・持続可能な地域経営の確立に向け、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

役割3

広域行政に対する連携の基礎

国や群馬県、広域行政圏等の広域的な行政に対して、本計画の実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

（２）計画の構成と期間

本計画は、第２期総合戦略を含む後期基本計画と実施計画で構成しています。それぞれの構成と期間は、以下のとおりです。

後期基本計画（第２期総合戦略を含む）

後期基本計画は、基本構想に基づき、また、前期基本計画の達成状況や新たなむらづくりへの住民ニーズ、新たな時代潮流などを踏まえ、今後推進する主要施策や具体的な数値による成果指標等を示したものです。

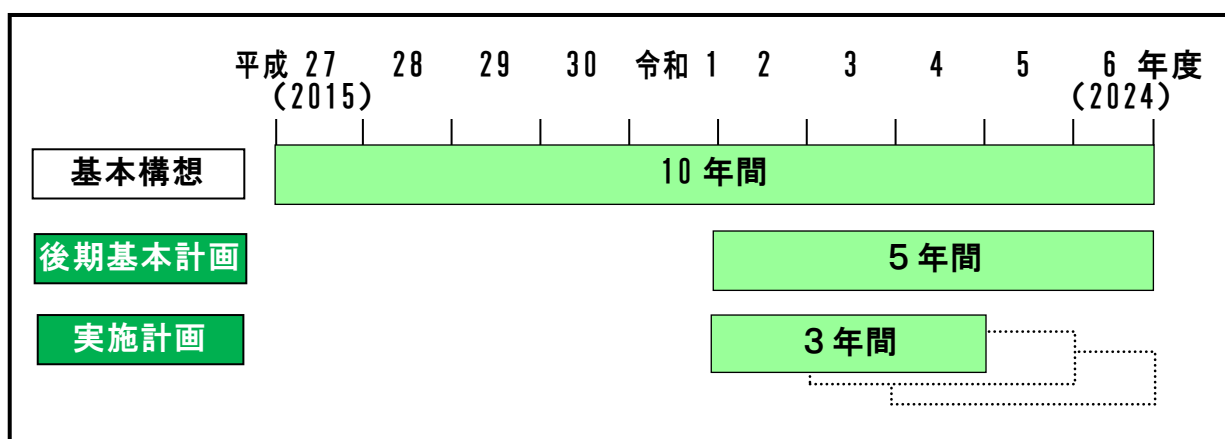
また、この後期基本計画の中から、本村の最重要課題である「人口減少の歯止め」に向けて重点的・戦略的に推進する取り組みを抽出し、第２期総合戦略として位置づけます。

計画期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。

実施計画

実施計画は、後期基本計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源、実施年度等を示したもので、別途策定するものとします。

計画期間は、向こう３年間とし、毎年度見直しを行います。



第2章 昭和村の将来像と計画の体系等

1 将来像

将来像は、基本構想に基づき、引き続き以下のとおりとします。

これまでのむらづくりを継承し、さらに発展させていくという視点に立つとともに、東京圏近郊に位置する優れた自然を生かした美しい村、農業立村・やさい王国の農業先進の村、子どもとお年寄りにやさしい村、住民が元気な住みよい村など、本村ならではの特性・資源を最大限に生かしながら、すべての住民が“私のふるさと”として自信を持って誇れる村を創造するという想いを込め、村の将来像を次のとおり定めます。

みんなであつくろう 元気な昭和村

2 将来像の実現に向けた計画の体系

計画の体系についても、基本構想に基づき、引き続き以下のとおりとします。

基本目標	施策の項目
1 みんなで進める自主・協働のむらづくり	1 住民参画・協働推進体制の確立 2 地域活動・コミュニティ活動の充実 3 情報公開と広報広聴の充実
2 子育て応援・教育重視のむらづくり	1 子育て支援の充 2 学校教育の充実 3 地域教育の充実と青少年健全育成の推進 4 男女共同参画・人権対策の推進
3 みんないきいき スポーツ・文化のむらづくり	1 生涯学習推進体制・施設の充実 2 社会教育活動の推進 3 文化活動・文化財保護活動の充実 4 生涯スポーツ活動の充実 5 友好交流都市との交流促進と多文化共生体制の充実
4 生涯安心 健康福祉のむらづくり	1 地域福祉の充実 2 高齢者支援の充実 3 障がい者支援の充実 4 社会保障の充実 5 健康・保健活動の充実 6 地域医療体制の充実
5 農業を基幹に元気産業のむらづくり	1 農業・林業の振興 2 商工業・エネルギー産業等の振興 3 観光と6次産業化の推進
6 安全で生活便利なむらづくり	1 防災体制・治山治水対策の充実 2 消防・救急体制の充実 3 交通安全・防犯・消費者対策の推進 4 道路・公共交通の整備充実 5 住環境の整備充実
7 緑に包まれた人にやさしいむらづくり	1 自然環境の保全 2 景観形成と公園・緑地の整備 3 上下水道の整備 4 廃棄物処理とリサイクルの推進
8 計画推進のために	1 行政運営の充実 2 財政運営の充実 3 広域行政の推進

3 人口目標（見直し）

人口目標については、基本構想において、令和6年度の人口目標を7,300人と設定していましたが、令和元年度に策定した「昭和村まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン（改訂版）」に基づき、見直しを行いました（国勢調査ベース）。

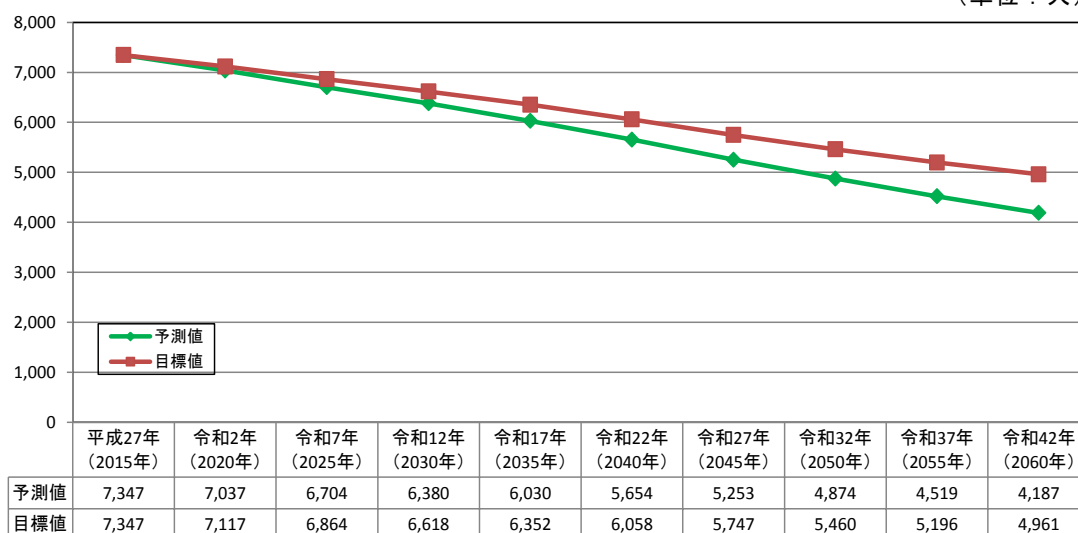
なお、「昭和村まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン（改訂版）」では、令和42（2060）年に、約5,000人の確保を目指すこととしており、本計画の目標年度である令和6年度の人口目標については、その過程の数値を算出したものです。

令和6年度の人口の予測値と目標値

予測値：6,770人
目標値：6,910人

長期的な人口の予測値と目標値（人口ビジョンより）

（単位：人）



注1）予測値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計による。

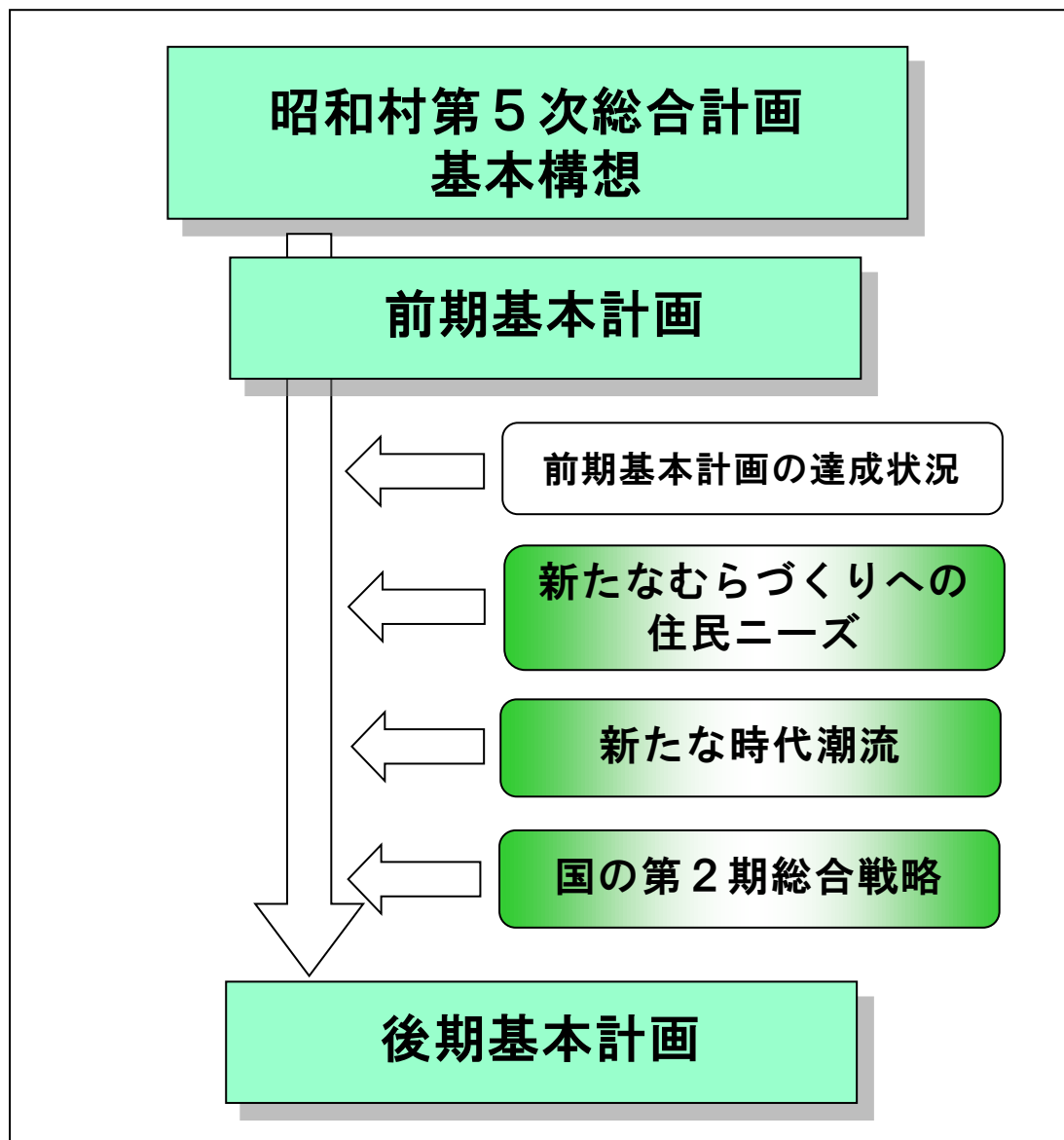
注2）目標値は、合計特殊出生率と純移動率（転入転出人口が総人口に占める割合）を望ましい値に設定した村独自の推計による。

注3）人口ビジョンでは、予測値・目標値ともに5年ごと（国勢調査年）の数値となっているため、令和6年度の数値は、按分して算出し、10人単位としている。

第3章 踏まえるべき住民ニーズと時代潮流等

後期基本計画の策定・推進にあたっては、基本構想に基づくこと、前期基本計画の達成状況を踏まえることはもちろんのこと、直近の住民ニーズと時代潮流等を十分に勘案し、新たな視点を取り入れていく必要があります。

後期基本計画において踏まえるべき新たなむらづくりへの住民ニーズと代表的な時代潮流等をまとめると、以下のとおりです。



1 新たなむらづくりへの住民ニーズ

本村では、本計画の策定にあたって、住民参画、住民ニーズの反映を重視し、令和元年度に、住民アンケート調査（18歳以上の住民1,000人を無作為抽出して郵送配布・班長による回収で実施。有効回収数712人、有効回収率71.2%）を実施しました。その結果の中から、代表的な設問結果を抜粋すると、以下のとおりです。

① 村の各環境に関する満足度と重要度

- 満足度が最も高いのは「水道の整備状況」。次いで「下水道の整備状況」、「消防・救急体制」。満足度が最も低いのは「路線バスの状況」。次いで「定住促進対策の状況」、「雇用対策の状況」。
- 重要度が最も高いのは「防災体制」。次いで「消防・救急体制」、「防犯体制」、「医療体制」、「道路の整備状況」。

村の各環境に関する満足度については、最も高いのは「水道の整備状況」で、次いで「下水道の整備状況」、「消防・救急体制」、「保健サービス提供体制」、「景観の状況」の順となっています。

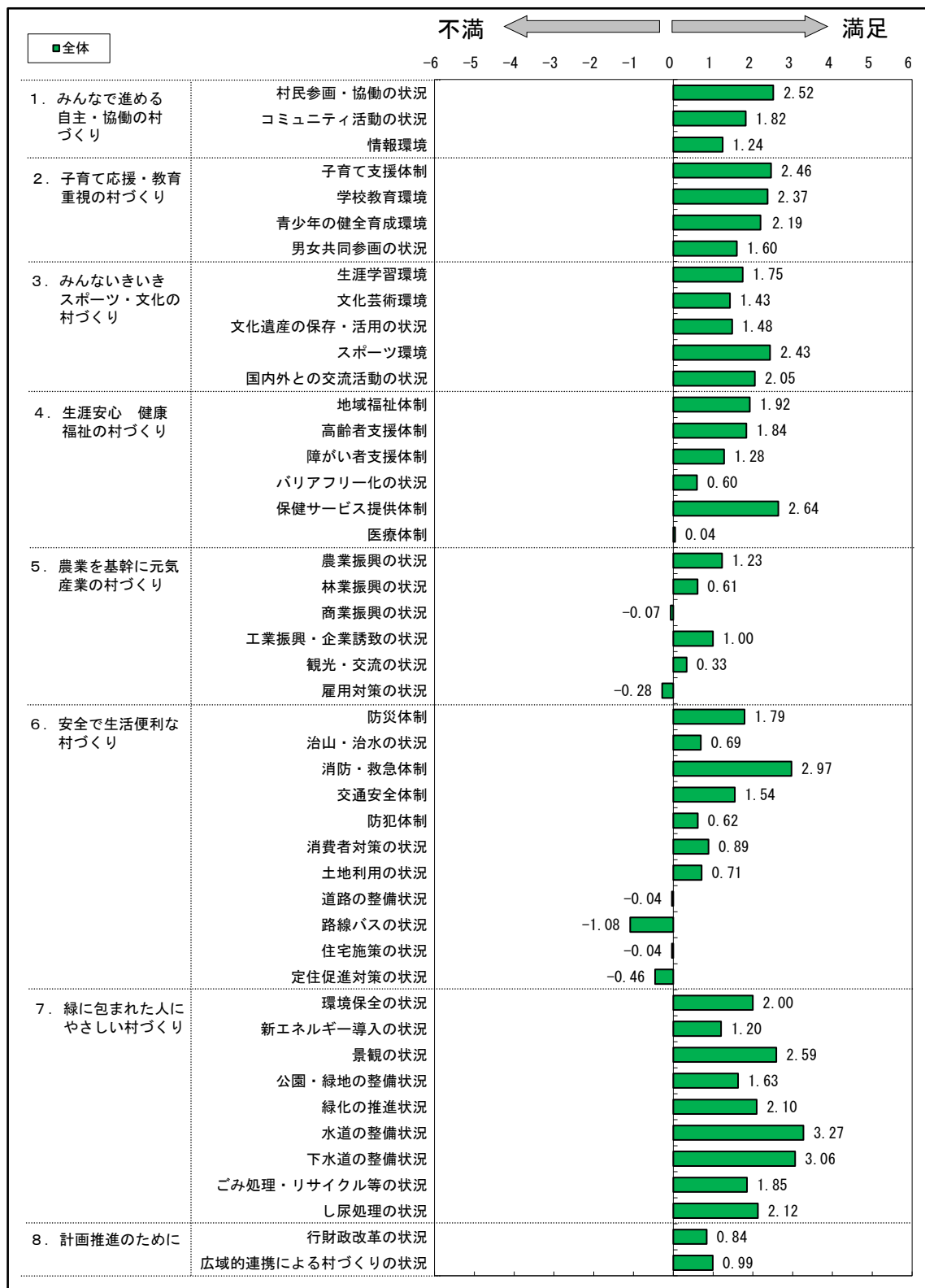
一方、最も低いのは「路線バスの状況」で、次いで「定住促進対策の状況」、「雇用対策の状況」、「商業振興の状況」、「道路の整備状況」、「住宅施策の状況」の順となっています。

これらをみると、ほとんどの分野の満足度が高く、産業分野と生活基盤分野の満足度が比較的低くなっており、特に道路・交通網や住宅・定住対策、雇用、商業に関する満足度が低くなっています。

また、各環境に関する今後の重要度については、最も高いのは「防災体制」で、次いで「消防・救急体制」、「防犯体制」、「医療体制」、「道路の整備状況」の順となっており、特に防災や消防・救急、防犯といった“安全・安心”に関する取り組みが重視されていることがうかがえます。

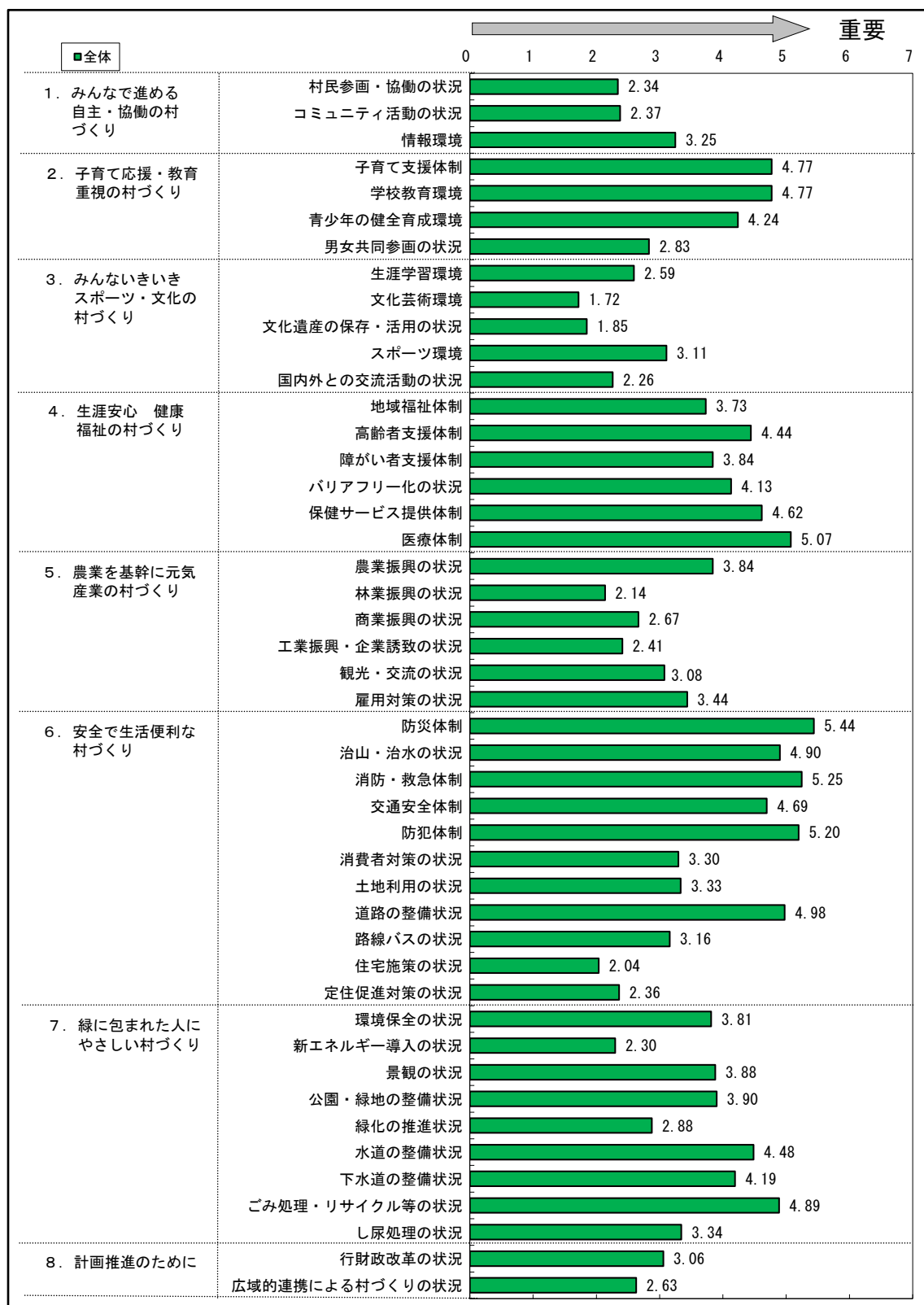
村の各環境に関する満足度

(単位：評価点)



村の各環境に関する重要度

(単位：評価点)



② 今後のむらづくりの特色

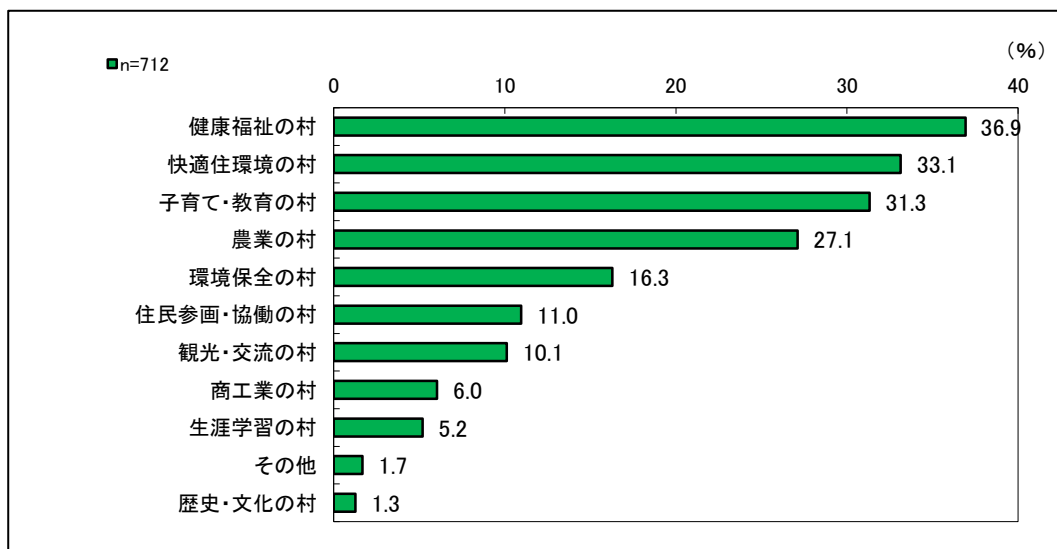
● 「健康・福祉の村」、「快適住環境の村」、「子育て・教育の村」の順。

今後のむらづくりの特色については、「健康・福祉の村」が第1位、「快適住環境の村」が第2位、「子育て・教育の村」が第3位となっています。

前回のアンケート結果（第1位「健康・福祉の村」、第2位「快適住環境の村」、第3位「農業の村」）と比べると、第1・2位は同様に、“保健・医療・福祉の充実”と“快適で安全・安心な住環境の整備”が引き続き強く求められていることがうかがえるほか、前回第4位であった「子育て・教育の村」が第3位に順位を上げ、“子育て環境や保育・教育環境の充実”を望む人が増えてきていることがうかがえます。

今後のむらづくりの特色（複数回答）

（単位：％）



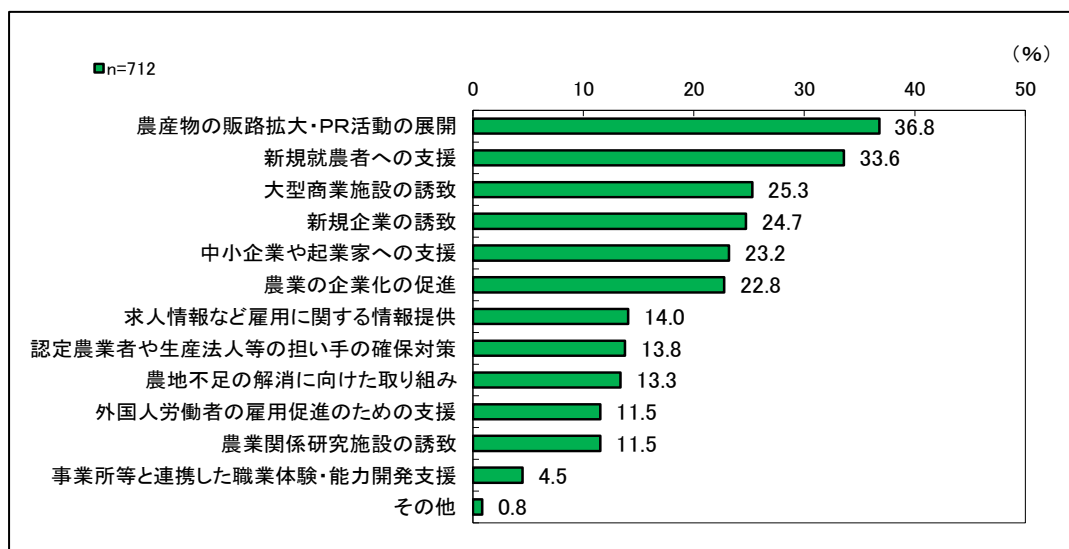
③ 雇用を創出するために力を入れるべきこと

- 「農産物の販路拡大・PR活動の展開」と「新規就農者への支援」が他を引き離して第1・2位。

雇用を創出するために力を入れるべきことについては、「農産物の販路拡大・PR活動の展開」と「新規就農者への支援」が他を引き離して第1・2位を占め、こんにゃくをはじめとする本村の農産物の販路拡大・PRや新規就農の促進が重視されています。

雇用を創出するために力を入れるべきこと（複数回答）

（単位：％）



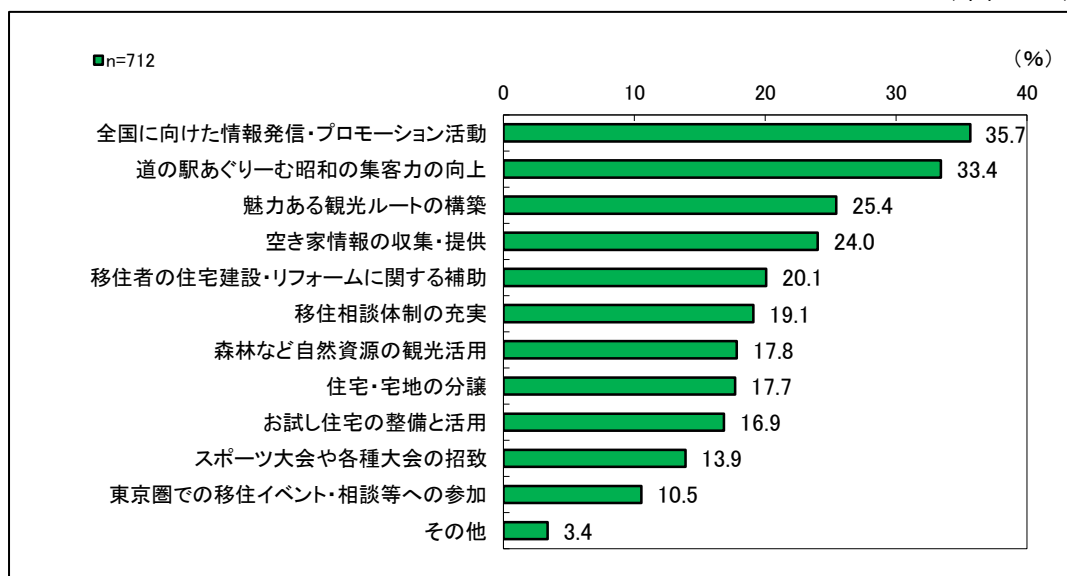
④ 交流・移住の促進のために力を入れるべきこと

- 「全国に向けた情報発信・プロモーション活動」と「道の駅あぐりーむ昭和の集客力の向上」が他を引き離して第1・2位。

交流・移住の促進のために力を入れるべきことについては、「全国に向けた情報発信・プロモーション活動」と「道の駅あぐりーむ昭和の集客力の向上」が他をやや引き離して第1・2位を占め、全国の多くの人々に村を知ってもらう売り込み活動の強化や、道の駅の充実による観光・交流人口の拡大が重視されていることがうかがえます。

交流・移住の促進のために力を入れるべきこと（複数回答）

（単位：％）



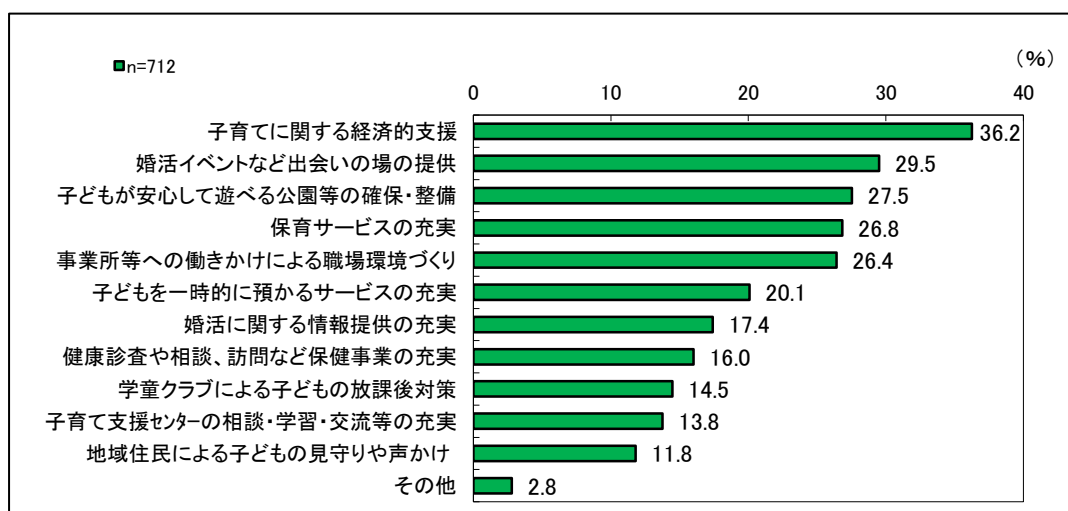
⑤ 結婚・出産・子育てのために力を入れるべきこと

- 「子育てに関する経済的支援」が第1位。次いで「婚活イベントなど出会いの場の提供」、「子どもが安心して遊べる公園等の確保・整備」、「保育サービスの充実」、「事業所等への働きかけによる職場環境づくり」の順。

結婚・出産・子育ての希望をかなえるために力を入れるべきことについては、「子育てに関する経済的支援」が他を引き離して第1位にあげられ、次いで「婚活イベントなど出会いの場の提供」が第2位、「子どもが安心して遊べる公園等の確保・整備」が第3位、以下、「保育サービスの充実」、「事業所等への働きかけによる職場環境づくり」となっており、育児にかかる経済的負担の軽減をはじめ、男女の出会いの場の提供、子どもが遊べる公園等の確保、保育サービスの充実、子育てしやすい職場環境づくりへの啓発が重視されていることがうかがえます。

結婚・出産・子育てのために力を入れるべきこと（複数回答）

（単位：％）



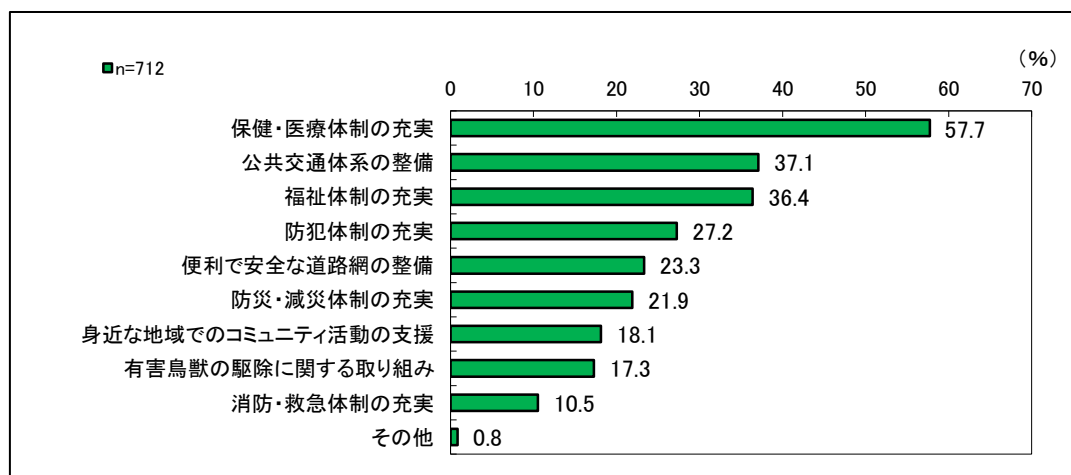
⑥ 安全・安心な暮らしのために力を入れるべきこと

- 「保健・医療体制の充実」が他を大きく引き離して第1位。
次いで「公共交通体系の整備」、「福祉体制の充実」の順。

安全・安心な暮らしのために力を入れるべきことについては、「保健・医療体制の充実」が他を大きく引き離して第1位にあげられ、医療体制の充実が特に重視されていることがうかがえます。その他では、「公共交通体系の整備」、「福祉体制の充実」などの順となっています。

安全・安心な暮らしのために力を入れるべきこと（複数回答）

（単位：％）



2 新たな時代潮流

基本構想・前期基本計画を策定してからおよそ5年が経過しましたが、本村を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化してきています。今後のむらづくりにおいて踏まえるべき代表的な時代潮流は、以下のとおりです。

1 少子高齢化・人口減少の急速な進行

わが国では、少子高齢化・人口減少が急速に進んでいます。このような中、全国各地で地方創生の動きが活発化しているほか、誰もが能力を発揮し、生きがいを感じることができる一億総活躍社会^{※2}の実現に向けた取り組みが進められています。

このため、本村においても、村をあげての人口減少対策をはじめ、みんなが活躍できる社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

2 支え合う社会づくりの重要性の高まり

全国的に身近な地域で支え合い助け合う機能の低下やコミュニティの弱体化が懸念されています。しかし、少子高齢化が進み、また大規模な自然災害が頻発する中、地域でお互いに支え合い助け合うことの重要性が再認識されてきています。

このため、本村においても、あらゆる分野において、人と人々が支え合い助け合う社会づくり、コミュニティの活性化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

^{※2} 若者も高齢者も、女性も男性も、障がいや難病のある人も、一度失敗を経験した人も、一人ひとりが尊重され、能力を発揮でき、生きがいを感じることができる社会。

3 安全・安心への意識の高まり

東日本大震災以降においても、全国各地で地震や大雨等による大規模な自然災害が頻発しているほか、子どもを巻き込む犯罪や事故、特殊詐欺による被害、食の安全性に関する問題等も後を絶たず、安全・安心な社会づくりが強く求められています。

このため、本村においても、防災・減災体制の強化や地域ぐるみの防犯体制の整備をはじめ、あらゆる分野で安全・安心の視点を重視した取り組みを進めていくことが必要です。

4 環境保全・エネルギー対策の重要性の高まり

地球温暖化の一層の深刻化、大気汚染や海・河川の水質汚濁などの国・地域における環境問題の発生等を背景に、国・地域、そして住民一人ひとりが、環境保全やエネルギーの循環に向けた具体的行動を起こすことが求められています。

このため、本村においても、自然環境の保全やごみの減量化・資源化、再生可能エネルギーの導入をはじめ、持続可能な社会づくりに向けた取り組みを進めていくことが必要です。

5 教育・スポーツの振興に向けた取り組みの進展

わが国では、第3期教育振興基本計画に基づき、生涯にわたる一人ひとりの可能性とチャンスの最大化に向けた教育改革を進めているほか、オリンピック・パラリンピックの東京開催等を踏まえつつ、スポーツ立国の実現に向けた動きを強めています。

このため、本村においても、こうした動きを踏まえ、また地域資源を十分に生かしながら、特色ある教育・スポーツ行政を進めていくことが必要です。

6 地方産業・経済の停滞

近年、わが国の景気は回復してきていますが、地方ではその実感に乏しく、地方の産業・経済は依然として厳しい状況にあり、第1次産業の担い手不足や商店街の衰退、企業立地の停滞等の状況が続いており、地域活力の低下や雇用の場の不足が引き続き大きな問題となっています。

このため、本村においても、こうした状況を十分に踏まえ、各産業の維持・活性化を促す取り組みを模索していく必要があります。

7 情報化・技術革新の進展

様々な情報通信機器・サービスの普及により、情報通信環境は急速に向上し続けているほか、ロボットやAI^{※3}、IoT^{※4}なども生活に身近なものとなってきており、新たな社会(Society 5.0^{※5})を迎えようとしています。

このため、本村においても、こうした情報化や技術革新をこれからのむらづくりに欠かせない社会基盤の一つとしてとらえ、積極的に利活用していく必要があります。

※3 Artificial Intelligence の略。人工知能。

※4 Internet of Things の略。様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

※5 仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

8 SDGsに基づく取り組みの進展

平成 27 年に開催された国連サミットにおいて、SDGs（エス・ディー・ジーズ）^{※6}が採択され、世界各国で貧困や飢餓をなくすことをはじめとする共通目標の達成に向けた取り組みが進められており、わが国においても、SDGs 推進本部の設置のもと、アクションプランを策定し、総力をあげて取り組んでいます。

本村においても、こうした動きを踏まえ、持続可能な地域づくりに向けた活動に取り組んでいくことが求められます。

9 地方の自立と住民協働の重要性の高まり

地方分権・地方創生も新たな段階に入り、これからの自治体には、地域における多様な人的資源を生かしながら、独自の政策を自ら考え、自ら実行していくことが強く求められます。

このため、本村においても、住民や住民団体、民間企業等の多様な主体の参画と協働を促しながら、行財政運営のさらなる効率化を進め、将来にわたって自立・持続可能なむらづくり体制を確立していく必要があります。

^{※6} Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。国連加盟 193 か国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた目標で、17 の大きな目標と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されている。

3 国の第2期総合戦略

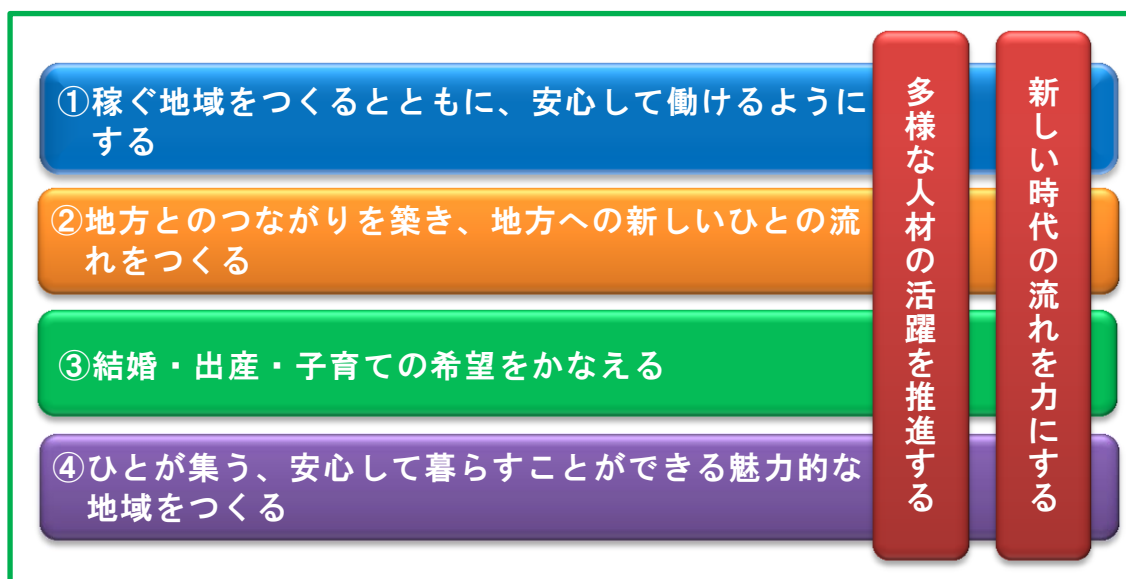
国では、令和元年度に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生に向けた取り組みを充実・強化させています。

本村の第2期総合戦略の策定にあたっては、次のような国の新たな視点や新たな政策体系についても踏まえる必要があります。

国の第2期総合戦略策定にあたっての新たな視点（抜粋）

- ◆ 関係人口の創出・拡大に取り組む。
- ◆ SDGsを原動力とした地方創生の推進に向けて浸透を図る。
- ◆ Society 5.0の実現に向けた未来技術を活用する。
- ◆ 人材の育成・活躍を重要な柱として位置づけ、取り組みを強化する。
- ◆ 民間の主体的な取り組みとも連携を強化する。
- ◆ 誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現する。
- ◆ 地域の強みを最大限に活用して稼ぐ力を高める。

国の第2期総合戦略の政策体系



第 2 部 後期基本計画

第1章 みんなで進める自主・協働のむらづくり

1 住民参画・協働推進体制の確立

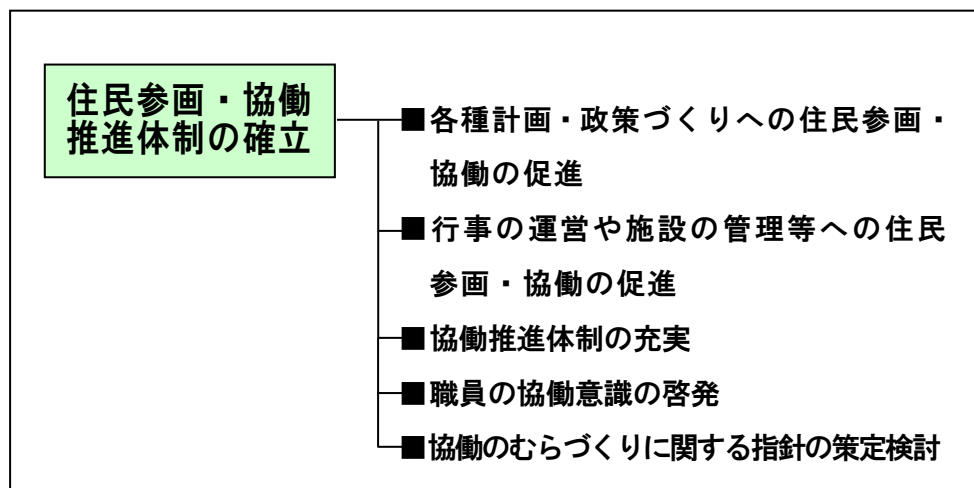
現状と課題

ますます複雑・多様化する行政課題に的確に対応しつつ、魅力的で自立した自治体をつくり上げ、将来にわたって持続させていくためには、住民の参加と協働が必要不可欠です。

本村では、各種委員会への女性や若者の参加を促進するため、村づくり協力委員などの各種団体との連携を図ってきました。また、住民が村の各種計画・政策づくりに企画・計画段階から参画できるよう、住民アンケート調査やパブリックコメント等を実施してきました。

しかし、住民と行政との協働のむらづくりを今後一層円滑に進めていくためには、行政と住民、地域が一体となって課題解決に向けた取り組みが進められる体制を構築し、多様な分野において、行政と住民が知恵と力を合わせた取り組みを進めていくとともに、行政が住民の自主的な地域づくりを支援していく必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）各種計画・政策づくりへの住民参画・協働の促進

各種委員会・審議会やアンケート調査、パブリックコメント等を実施し、各種計画や政策の立案、決定、執行、評価の各過程において、住民が参画する機会づくりを進めます。

（２）行事の運営や施設の管理等への住民参画・協働の促進

文化行事やイベントの企画・運営等への住民参画・協働を促進するとともに、公共施設の整備や管理・運営等への住民及び民間の参画・協働を促進します。

（３）協働推進体制の充実

行政と住民の協働による取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、庁内における協働推進体制を充実し、協働事業に関する横断的な連絡調整を行います。

（４）職員の協働意識の啓発

協働に関する職員の意識やスキルの向上を図るため、研修会の開催等を図ります。

（５）協働のむらづくりに関する指針の策定検討

住民や住民団体、ボランティア団体、NPO法人等と行政及び議会とが対等なパートナーシップを築けるよう、協働のむらづくりに関する指針の策定について検討していきます。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
「住民参画・協働の状況」住民満足度	%	41.9 （令和元年度）	50.0

2 地域活動・コミュニティ活動の充実

現状と課題

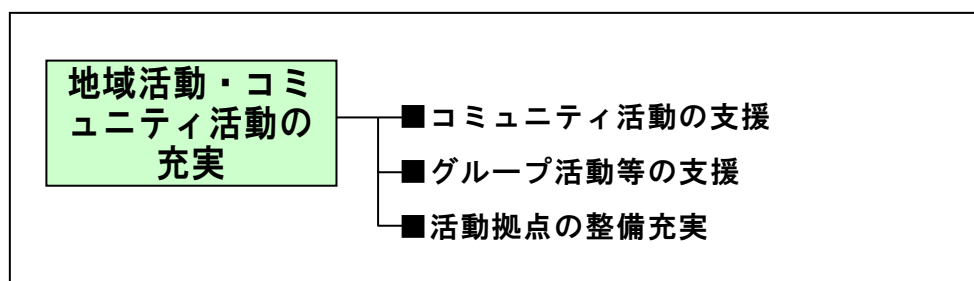
少子高齢化が進む中、また大規模な自然災害が頻発する中、身近な地域でお互いに支え合い助け合うことの重要性が再認識されてきています。

本村には、33の行政区があり、各住民センターなどを活動拠点として会議や行事、祭り等の地区活動を行っています。また、村内では、様々な文化団体やスポーツ団体などが活動を展開しています。

近年、少子高齢化の進行等により、従来からのコミュニティ活動が停滞傾向にある一方で、自主防災組織を立ち上げる地区や、趣味・ボランティアなどのグループ活動を新たに始める団体もみられます。

今後も引き続き地域活動・コミュニティ活動の中心は行政区ととらえ、自主防災活動やボランティア活動など地域に根ざした活動を支援し、豊かで活気あふれる地域社会の実現を目指していく必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）コミュニティ活動の支援

各行政区における様々な活動の活性化を図るため、コミュニティ補助金を支給します。

また、自然環境の保全、良好な景観の形成等のための地域の共同活動を支援します。

（２）グループ活動等の支援

趣味やスポーツ、ボランティアなどの様々なグループ活動の活発化に向け、「広報しょうわ」やホームページ、回覧等による情報提供や生涯学習などでの教室の開催、イベントの支援を行います。

（３）活動拠点の整備充実

コミュニティ活動の拠点となっている住民センターや集会所などの維持・修繕費に対して補助金を交付するとともに、地域活性化センターなどの公共施設の積極的な地域開放を図ります。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
地域活性化センター利用人数	人	7,827	8,500
「コミュニティ活動の状況」住民満足度	%	35.8 (令和元年度)	40.0

3 情報公開と広報広聴の充実

現状と課題

住民とともに魅力的で自立した自治体づくりを進めていくためには、行政情報を積極的に提供・公開し、住民と行政との情報の共有化を図るとともに、住民の意見や要望等を自治体運営に反映させていくことが必要です。

「広報しょうわ」については、住民アンケート調査の結果（「いつも読んでいる」と「ときどき読んでいる」の合計が92.3%）からも、非常に親しまれ、待ち望まれていることがうかがえるため、今後ともさらに改善を加えつつ住民に親しまれる広報紙を発行していく必要があります。

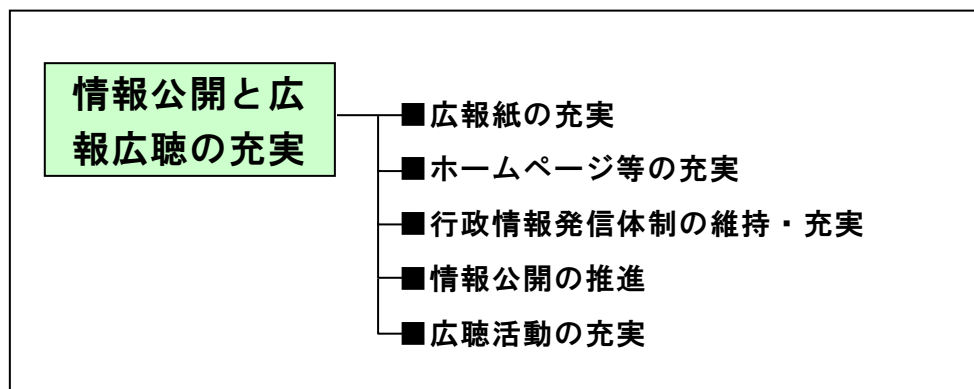
また、ホームページについては、今後さらに内容を充実させる必要があり、時代に合わせたリアルタイムな情報の発信に努め、特に緊急時や災害発生時には、迅速かつ正確な情報を伝える手段として活用できるよう運用を検討する必要があります。また、ホームページは、本村の行政情報や観光情報等を村内外に広く周知するなど、様々な分野で有効に活用することが望めます。

その他の行政情報の発信手段としては、防災行政無線やテレドーム、緊急告知FMラジオ、携帯メールがありますが、緊急情報の迅速な配信をはじめ、さらにきめ細かな情報伝達に努める必要があります。

また、開かれた村政を推進するため、情報公開条例に基づく情報公開を行っていますが、今後とも、個人情報の保護に留意しながら適正な公開に努める必要があります。

さらに、住民の意見や要望等を村政に反映させるため、広聴機能の強化も必要となっています。

施策の体系



主要施策

（１）広報紙の充実

「広報しょうわ」について、さらに読みやすく親しみやすい広報紙を目指し、内容や構成、文字等の改善を適宜行います。

（２）ホームページ等の充実

ホームページについて、村の情報発信力の一層の強化を図るため、内容の更新・充実はもとより、時代に即した運用、SNS^{※7}等の活用を図ります。

（３）行政情報発信体制の維持・充実

防災行政無線やテレドーム、緊急告知FMラジオ、携帯メールなどの複数のシステムによって住民に必要な情報を発信する体制の維持・充実を図ります。

（４）情報公開の推進

住民への説明責任を果たし、開かれた村政を推進するため、個人情報保護に留意しながら、必要な情報を適正に公開します。

※7 ソーシャルネットワーキングサービス。共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称。

（５）広聴活動の充実

住民の意見や要望等を的確に把握し、村政に反映させるため、ＳＮＳ等を活用した意見等の受け付けをはじめ、多様な手段を検討し、広聴機能の強化を図ります。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
「情報環境」住民満足度	%	32.4 (令和元年度)	45.0
「広報しょうわ」を読んでいる人の割合	%	92.3 (令和元年度)	94.0
村のホームページを見たことがある人の割合	%	51.0 (令和元年度)	55.0
村ホームページ閲覧数	PV	354,785	370,000
村フェイスブック フォロワー数	人	610	800

第2章 子育て応援・教育重視のむらづくり

1 子育て支援の充実

現状と課題

わが国では、出生数の減少に歯止めがかからず、少子化がさらに進んでいます。また、核家族や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化により、家庭や地域の子育て機能が低下しています。

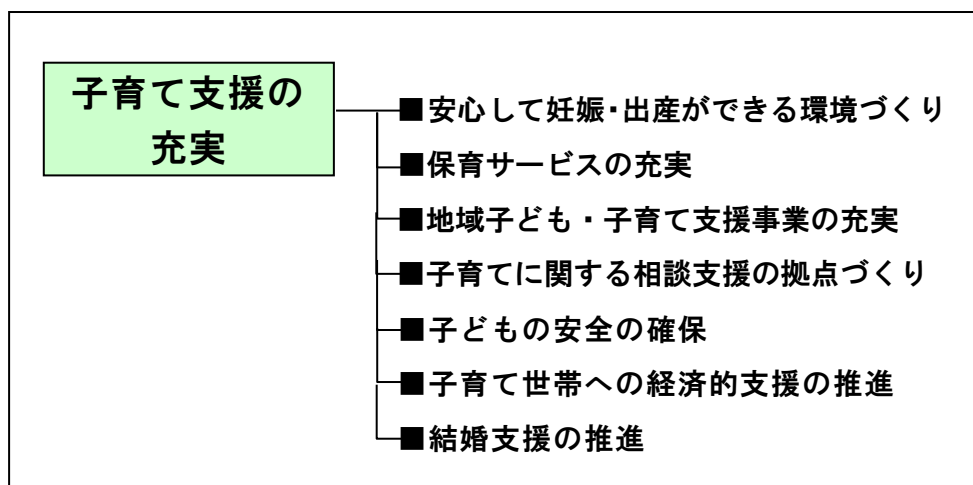
このような中、若い世代・子育て世帯が安心して子育てができる環境を整備していくことが必要であり、今後もその重要性はますます高まっていくことが予想されます。

本村ではこれまで、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実をはじめ、学童クラブや子育て支援センターの設置、一時保育事業の実施、さらには子育て世帯の経済的な負担軽減を支援するための第2子以降保育料無料化や子育て支援金給付事業の実施など、各種の子育て支援施策を推進してきました。

このような中、平成30年度に実施した子ども・子育てにかかるニーズ調査の結果によると、居住地域における子育て環境の満足度では、4割を超える子育て世帯が高い満足度を示しています。

今後とも、令和元年度に策定した第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、この土地で子どもを産み育てたい、子どもの声がこだまする地域づくりを目指し、本村の実情に即した多面的な子育て支援施策を一体的に推進していくことが必要です。

施策の体系



主要施策

(1) 安心して妊娠・出産ができる環境づくり

安心して妊娠・出産ができるよう、母子手帳の交付や妊産婦健康診査、妊婦相談、訪問など一貫した支援の充実を図るほか、不妊治療に関する支援を行います。

(2) 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、保育士や調理師などの人材の確保及び資質の向上、保育園の施設・設備の整備充実、保育内容の充実を図ります。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

子育てに関する相談・学習・交流の場を提供する地域子育て支援拠点事業や放課後における小学校児童の健全育成のための学童クラブ、一時的に子どもを預かってもらう一時保育事業をはじめ、地域における多様な子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

(4) 子育てに関する相談支援の拠点づくり

安全・安心な妊娠・出産・子育てができるよう、子育てに関する様々な相談の受け付け、切れ目のない支援を行う拠点として、子育て世代包括支援センターの設置・活用を図ります。

（５）子どもの安全の確保

関係機関・団体との連携のもと、交通安全対策や犯罪等の被害から子どもを守るための活動等を推進し、子どもの安全の確保に努めます。

（６）子育て世帯への経済的支援の推進

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子育て支援金給付事業や第2子以降保育料無料化事業、乳児等に係る日常生活用品購入費助成事業、保育園副食費補助事業、幼児から中学3年生までのインフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施します。

（７）結婚支援の推進

少子化対策の一環として、結婚を希望する男女に出会いの場を提供するため、婚活イベントを開催します。

また、結婚新生活支援事業による経済的支援など、結婚支援事業の充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
一時保育利用人数	人	311	320
子育て支援センター利用人数	人	3816	4580
「子育て支援体制」住民満足度	%	42.4 (令和元年度)	50.0
DVや虐待の通告義務を知っている人の割合	%	74.6 (令和元年度)	90.0
子育て世代包括支援センター数	箇所	0	1
児童虐待支援拠点数	箇所	0	1
一人あたりの不妊治療費助成回数	回	8	10
婚活イベントの開催回数	回	1	1

2 学校教育の充実

現状と課題

子どもたちが心身ともにたくましく育ち、未来を切り拓く人材として成長していく上で、学校教育の果たす役割は極めて大きなものがあります。

本村には、東小学校（106人：令和元年5月現在。以下同様）、南小学校（169人）、大河原小学校（78人）、昭和中学校（188人）が設置されていますが、児童生徒数は年々減少し、平成16年度と比較するとおよそ25%減少しています。

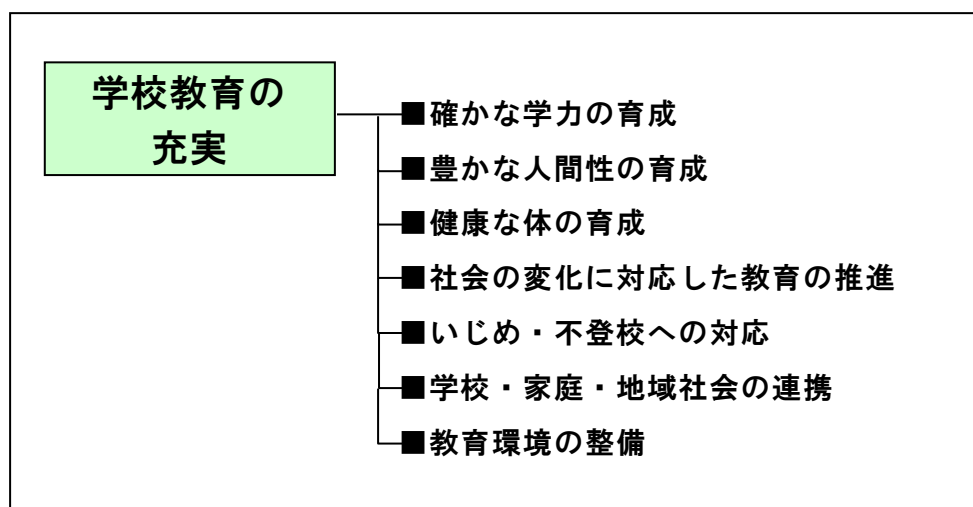
学校施設については、昭和54年度に建設された大河原小学校の校舎の老朽化に対応し、平成26・27年度で大規模改修を実施したほか、平成元年度に建設された昭和中学校についても、体育館の雨漏りのため平成29年度に外壁と屋根の改修を実施しました。また、その他2校の小学校も、建設から20数年を経過しており、老朽化が進みつつあります。

本村では、このような児童生徒数の減少と施設の老朽化などを踏まえ、議会やPTAなどで構成する学校の在り方検討委員会を令和元年度に設立し、学校の在り方を検討しています。

小中学校では、「生きる力」の育成を目指し、それを支える確かな学力や豊かな人間性、健康な体を育むための様々な取り組みを行っていますが、地域や家庭と連携しながら、教育内容のさらなる充実を図るとともに、いじめや不登校のない学校づくりを進めていく必要があります。

また、令和2年度からの新学習指導要領に合わせ、プログラミング教育の推進や英語の教科化への対応についても積極的に取り組んでいく必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）確かな学力の育成

児童生徒が自分の将来を自ら切り拓いていけるよう、自ら学び、自ら考える力やコミュニケーション能力、思考力、判断力、表現力等を育成するとともに、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図ります。

（２）豊かな人間性の育成

自然や生き物などとふれあう体験学習や道德教育、人権教育、読書活動の推進などを通して、自他を大切にする心や社会性の育成、規範意識の醸成等に努め、豊かな心を育てます。

（３）健康な体の育成

体育に関する指導や運動部活動、健康・安全教育や食に関する指導の充実と望ましい生活習慣の確立に努め、体力の向上や健康の保持増進を図ります。

（４）社会の変化に対応した教育の推進

A L T^{※8}を活用した英語教育の充実や中学生海外派遣事業及び受け入れ事業の実施により、コミュニケーション能力の育成や国際理解教育の充実を図るほか、I C Tを活用したプログラミング教育を推進します。

※8 外国語指導助手。

（５）いじめ・不登校への対応

いじめや不登校などの問題に対し、スクールカウンセラー※⁹等による相談しやすい環境づくりと指導の充実に努めるほか、適応指導教室「子ども未来塾」で不登校児童生徒に学ぶ場を提供し、学校と連携しながら適応指導を行い、社会的自立と学校への復帰を援助していきます。

（６）学校・家庭・地域社会の連携

学校・家庭・地域が連携協力しながら一体となって児童生徒の健やかな成長を担っていくため、学校支援センターの活用や学校評議員の意見の反映を図り、「地域とともにある学校づくり」や地域の実情を踏まえた「特色ある学校づくり」を推進します。

（７）教育環境の整備

児童生徒数の推移をみながら、保護者・地域住民等の意見を踏まえ、学校の在り方検討委員会において、今後の学校及び関連施設の在り方について検討します。

また、通学路の安全確保や図書室の整備を行い、教育環境の充実に努めます。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
「家庭学習の習慣化」の割合	%	75.0	80.0
「読書の習慣化」の割合	%	62.5	65.0
群馬県体力優良証交付者数	人	122	125
A L T 活用（小学校平均）授業年時数	コマ	211	211
「保護者との連携」の割合	%	90.0	95.0

※⁹ 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

3 地域教育の充実と青少年健全育成の推進

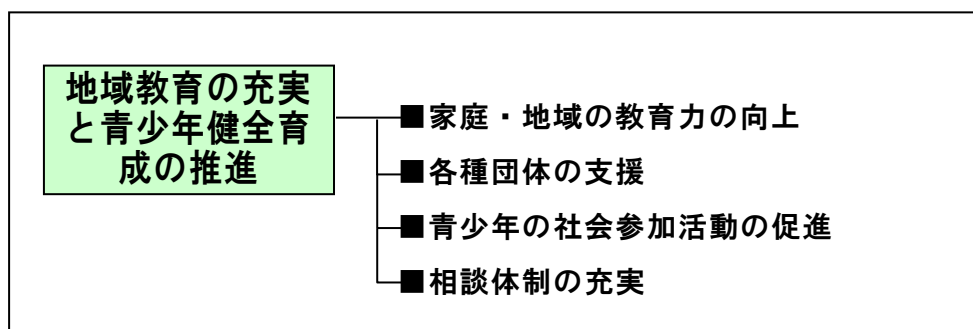
現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化、情報化の進展等に伴い、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、全国的にいじめや暴力行為、ひきこもり、インターネット依存などの深刻な問題が生じており、青少年の精神的・社会的自立の遅れや社会性の不足が指摘されています。

本村では、関係団体と連携し、青少年に対する体験・交流機会、社会参画機会の提供を行っているほか、各地区の子ども会や子ども会育成会連合会などの団体活動の育成・支援等を行い、青少年の健全育成に取り組んでいます。

今後とも、次代の本村を担う青少年が、多様な人間関係や活動を通して豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長していくことができるよう、家庭・学校・地域・行政等の連携をさらに強化し、各種の健全育成活動を積極的に推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）家庭・地域の教育力の向上

家庭・地域の教育力の向上に向け、家庭・地域・学校等の連携を強化し、保護者や地域住民に対して情報提供と啓発を図ります。

（２）各種団体の支援

青少年の健全育成に関する活動の活発化に向け、各地区の子ども会や子ども会育成会連合会、青少年健全育成推進協議会などの支援を行います。

（３）青少年の社会参加活動の促進

青少年の生涯学習活動や文化活動、スポーツ活動、自然体験活動、生活・仕事の体験活動、ボランティア活動、世代間交流活動等への参加機会の提供を図り、積極的参加を促進します。

（４）相談体制の充実

青少年の抱える様々な悩みや問題について、青少年育成推進員や学校と連携し、相談体制の充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
「青少年の健全育成環境」住民満足度	%	38.2 (令和元年度)	42.0

4 男女共同参画・人権対策の推進

現状と課題

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画することができる男女共同参画社会の形成が求められています。

本村においても、男女共同参画の重要性を踏まえ、意識啓発の推進や政策・方針を決定する場への男女の参画の促進をはじめとする各種の取り組みを進めてきました。

その結果、男女共同参画に対する理解は深まりつつありますが、性別による固定的な役割分担意識がいまだに残っているなど、男女の平等感を実感できるまでには至っていません。

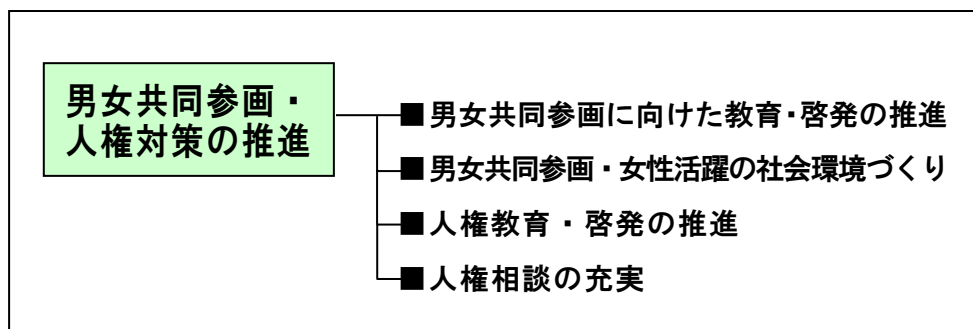
今後は、こうした状況を踏まえ、ジェンダー平等社会の実現に向け、意識啓発の一層の推進をはじめ、幅広い分野への男女の共同参画や女性の活躍を促す具体的な取り組みを進めていく必要があります。

また、誰もがお互いの個性や多様性を尊重し、支え合いながらともに生きる社会の実現が求められていますが、子どもや障がいのある人、高齢者に対する虐待、パートナーに対する暴力、インターネットを悪用した人権侵害、性的マイノリティー※¹⁰に対する固定観念など、様々な課題が存在しています。

本村では、こうした課題を解決し、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、人権教育・啓発、相談等を行っていますが、今後とも、これらの取り組みを効果的かつ継続的に推進していく必要があります。

※¹⁰ 同性愛者・両性愛者・性同一性障がい者などの性的少数者。

施策の体系



主要施策

（１）男女共同参画に向けた教育・啓発の推進

学校教育や社会教育、広報活動など様々な場や機会を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や男女平等意識の醸成に向けた教育・啓発を推進します。

（２）男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

政策や方針などを決定する場への男女の参画を促すため、村の各種審議会等への女性の積極的な登用に努めるほか、ワーク・ライフ・バランス^{※11}の実現に向け、安心して出産・育児等ができる職場環境づくりに向けた事業所への働きかけ、育児休業制度・介護休業制度の普及等に努めます。

また、DV^{※12}の防止に向け、関係機関との連携強化を図るとともに、被害者支援制度や相談窓口についての周知を図ります。

（３）人権教育・啓発の推進

学校教育や社会教育、広報活動など様々な場や機会を通じ、差別や偏見、いじめや暴力、虐待などを許さない人づくり・社会づくりに向けた人権教育・啓発を推進します。

※11 仕事と生活の調和。

※12 配偶者・パートナーからの暴力。

（４）人権相談の充実

住民からの相談に迅速・的確に対応できるよう、人権擁護委員や関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
「男女共同参画の状況」住民満足度	%	29.4 (令和元年度)	32.3
政策や方針などを検討する各審議会等 への女性登用数	人	—	1人以上

第3章 みんないきいき スポーツ・文化 のむらづくり

1 生涯学習推進体制・施設の充実

現状と課題

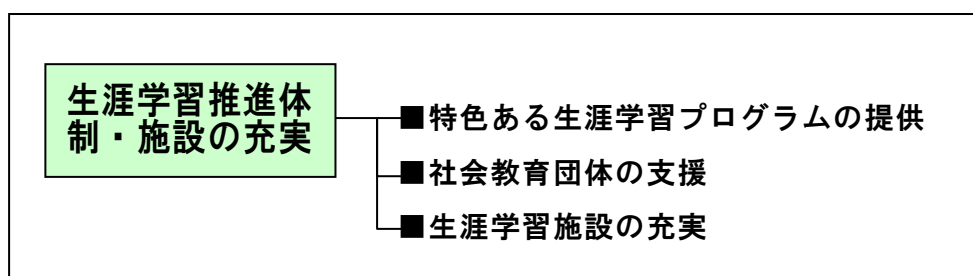
すべての人々が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる生涯学習社会の形成が求められています。

本村では、住民が生きがいのある充実した生活を送ることができるよう、生涯の各期に応じた学習機会の提供を図るとともに、社会教育団体の育成等に努めています。

しかし、社会・経済情勢が急速に変化する中、生涯の各期における学習課題はますます多様化しているほか、講座や教室等への参加者の固定化や減少、学習の拠点である公民館の老朽化といった状況もみられ、生涯学習を推進するための体制や施設の充実が求められています。

今後は、このような状況を踏まえ、住民が自ら学び、活動し、その取り組みが本村のむらづくりに生かされるような学習環境づくりを目指し、公民館の改修を計画的に進めていくとともに、特色ある学習プログラムの提供等を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）特色ある生涯学習プログラムの提供

住民ニーズや時代要請を的確に把握しながら、社会教育委員や各種団体の指導者から構成される検討会において協議・検討し、生きがいを実感することができ、世代・性別・国籍にとらわれない多種多様な交流が行えるような生涯学習プログラムの提供を図ります。

（２）社会教育団体の支援

住民主体の学習活動の活発化を促すため、社会教育団体の支援を行います。

（３）生涯学習施設の充実

公民館の改修を計画的に推進するとともに、保健センターや地域活性化センター、各地区の住民センターや集会所、各学校などを有効に活用し、生涯学習機会の充実を図ります。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
「生涯学習環境」住民満足度	%	33.8 (令和元年度)	37.2
村の講座や教室等を利用した生涯学習活動をした人の割合	%	11.4 (令和元年度)	12.4
公民館講座の開催回数	回	2	3

2 社会教育活動の推進

現状と課題

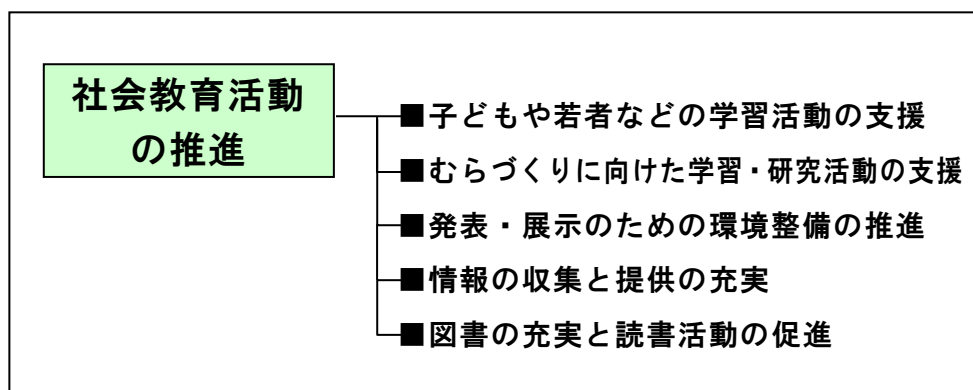
社会・経済情勢が目まぐるしく変化する中、一人ひとりが生涯を通じて知識や能力を高め、様々な地域課題の解決に取り組むとともに、これらを通じて心豊かな地域社会をつくっていくことが求められています。

また、子育てに不安を持つ保護者の学習機会や、子ども同士の遊びや交流、自然体験や生産・生活体験などの充実が求められています。

本村では、公民館や地域活性化センターを利用し、様々な学習活動や自主グループ活動が行われています。また、公民館内の図書室は、県立図書館の貸し出し事業と連携して図書の貸し出しを行っています。

今後は、子どもの自立に向けた体験機会の充実や若者の能力の向上、若者の自主的な活動への支援、地域産業の活性化に向けた研究活動などへの支援が求められるとともに、より多くの住民が読書に親しめるよう、公民館図書室の機能強化が望まれます。

施策の体系



主要施策

（１）子どもや若者などの学習活動の支援

子どもの各種の体験活動や、若者・女性の能力の向上に向けた学習活動の支援に取り組みます。

（２）むらづくりに向けた学習・研究活動の支援

住民の学習成果のむらづくりへの還元に向け、地域産業の活性化や地域環境の保全・創造、地域福祉の推進などをテーマとした学習・研究活動の支援を行います。

（３）発表・展示のための環境整備の推進

生涯学習の成果を発表・展示するため、展示スペースの確保など環境整備を行います。

（４）情報の収集と提供の充実

学習機会、団体やサークル、施設、指導者、広域圏や県生涯学習センターでのイベントなどの情報の収集と住民への提供の充実に図ります。

（５）図書の充実と読書活動の促進

公民館図書室について、蔵書の充実など読書環境の充実に図り、利用促進に努めるとともに、沼田市立図書館や県立図書館との連携・利用により、読書活動の促進に向けた取り組みを推進します。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
図書室年間利用者数	人	570	620
チャレンジウィーク事業所数	事業所	27	30

3 文化活動・文化財保護活動の充実

現状と課題

優れた文化芸術にふれることや、古くから受け継がれてきた伝統文化の継承は、うるおいと活力のある住民生活の実現や、住民の郷土愛の醸成につながるものとして、その重要性が再認識されてきています。

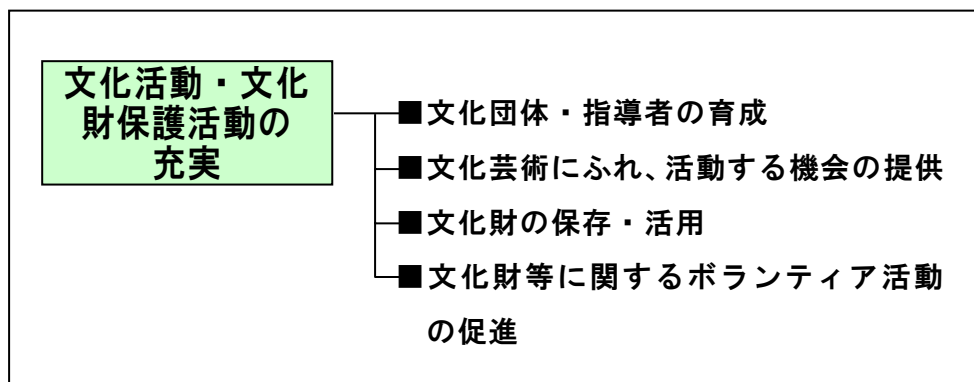
本村では、文化協会を中心に、38 団体（平成 31 年 4 月現在）が活動を行うとともに、文化・芸術の鑑賞や文化祭・芸能祭での発表を行うなど、活発な文化芸術活動が行われてきました。

しかし、参加者の減少や高齢化、若者の参加率の低下といった状況もみられ、今後は、世代を問わず誰もが気軽に文化芸術にふれ、活動できる環境づくりを一層進めていく必要があります。

また、本村には、県指定史跡である長井坂城跡をはじめ、数多くの文化財があり、保存・展示や発掘調査などを進めるとともに、川額・森下諏訪まつりの「かつぎまんどう」や各地区の「どんどん焼き」、永井箱根神社の「太々神楽」などの伝統行事を受け継いできました。

こうした文化財は、住民の郷土への愛着を高めるとともに、本村の歴史や風土を内外に発信する上で大きな役割を担っていることから、今後とも適切な保存・活用等に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）文化団体・指導者の育成

住民の自主的な文化芸術活動の活発化に向け、文化協会をはじめとする文化団体の育成・支援を行うとともに、多様化する住民ニーズに対応できるよう、指導者の育成・確保に努めます。

（２）文化芸術にふれ、活動する機会の提供

文化協会等と連携し、講演会や映画会、文化祭、芸能祭の開催など、住民が気軽に文化芸術にふれ、活動する機会や、活動の成果を発表する機会の提供に努めます。

（３）文化財の保存・活用

県指定史跡である長井坂城跡の適正管理・活用をはじめ、有形文化財の保存・活用に努めるとともに、「かつぎまんどう」や「どんどん焼き」、「太々神楽」などの伝統行事を次世代へ保存・継承する取り組みを行います。

（４）文化財等に関するボランティア活動の促進

訪れる人が本村の歴史・文化に親しめるよう、遺跡の案内や文化財の解説など、ボランティアガイドの会の活動を促進します。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
「文化芸術環境」住民満足度	%	29.5 (令和元年度)	32.5
「文化遺産の保存・活用の状況」住民満足度	%	29.0 (令和元年度)	31.9
文化協会各団体が開催した教室数	教室	—	20
文化財施設のリニューアル数（累計）	件	—	10

4 生涯スポーツ活動の充実

現状と課題

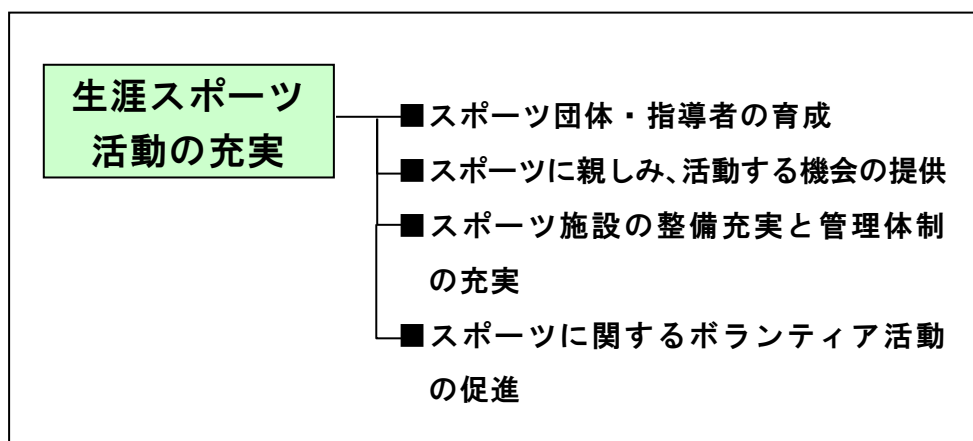
近年、健康・体力づくりに対する意識の高まりなどに伴い、スポーツ活動に関心を持つ人が増える一方、生活の利便性の向上などにより、日常生活において身体を動かす機会が減少しています。

本村ではスポーツ活動が盛んであり、社会体育館や多目的屋内運動場、弓道場、総合運動公園（多目的グラウンド、野球場、テニスコート、ターゲットバードゴルフ場、グラウンドゴルフ場）、ふれあいグリーンパーク芝生広場、昭和の森ゴルフ場などの施設を利用し、スポーツ協会加盟のスポーツ団体が活発に活動しています。

さらに、年間を通してスポーツ大会・教室を開催し、中でも村民運動会やバレーボール大会、ピンポンフェスティバルなどには多くの住民の参加と交流が図られています。

今後は、住民一人ひとりがそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動に親しみ、生活の一部として定着させることができるよう、スポーツ団体の育成や多様なスポーツ活動の普及、スポーツ施設の整備充実を図り、スポーツ活動の場と機会の充実を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）スポーツ団体・指導者の育成

住民の自主的なスポーツ活動の活発化に向け、スポーツ協会をはじめとするスポーツ団体やスポーツ少年団、総合型総合スポーツクラブの育成・支援を行うとともに、多様化する住民ニーズに対応できるよう、スポーツ推進委員の育成・確保に努めます。

（２）スポーツに親しみ、活動する機会の提供

スポーツ協会や総合型スポーツクラブ等と連携し、各種スポーツ大会・教室の開催をはじめ、スポーツに親しみ、活動する機会の提供を図ります。特に、生涯スポーツの振興の視点から、ニュースポーツの普及を進めるほか、中学校の部活動の指導等を行います。

また、村民運動会については、その在り方について検討し、充実を図ります。

（３）スポーツ施設の整備充実と管理体制の充実

老朽化への対応や安全性の確保を見据え、各スポーツ施設の改修等を計画的に進めるとともに、民間委託など管理・運営体制の充実について検討していきます。

（４）スポーツに関するボランティア活動の促進

マラソン大会等のスポーツイベントの活動支援など、スポーツに関するボランティア活動を促進します。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
「スポーツ環境」住民満足度	%	44.1 (令和元年度)	48.5
週1回以上のスポーツ活動をしている人の割合	%	20.9 (令和元年度)	23.0
スポーツ教室開催数	教室	17	20

5 友好交流都市との交流促進と多文化共生体制の充実

現状と課題

異なる地域との交流は、自らの地域の魅力の再発見や郷土愛の醸成はもとより、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであり、むらづくりにとって重要な意味を持ちます。

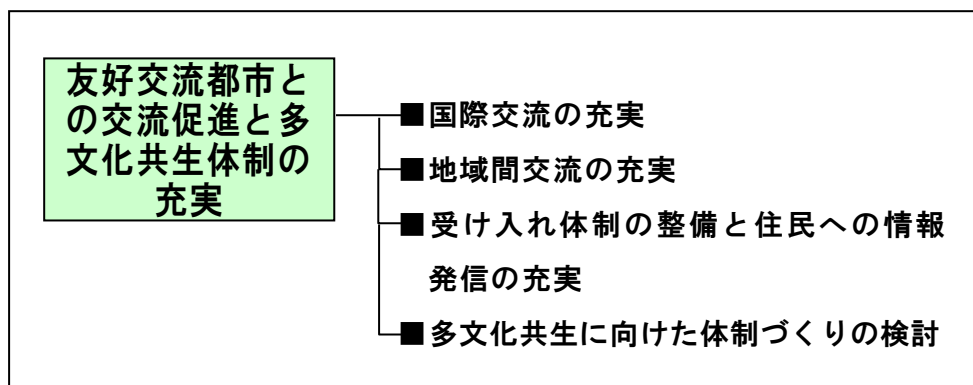
本村における国際交流の取り組みは、中学生海外派遣事業として、アメリカ合衆国オレゴン州へ毎年 12 人を派遣し交流を進めてきました。また、オレゴン州イーグルポイント市とは、平成 23 年度に友好宣言を交わし交流を深めています。また、毎年、各農家において、中国や東南アジアなどからの農業実習生の受け入れを行っています。

また、国内交流の取り組みとしては、平成 23 年度に群馬県玉村町、平成 25 年度に神奈川県横浜市と友好交流協定を締結し、相互の P R や収穫体験ツアー、各種団体との意見交換会など交流事業を実施しています。また、平成 19 年度に防災協定を締結した茨城県取手市とも交流を行っています。

今後は、来訪者の受け入れ体制の整備を図りながら、行政レベルの交流を継続していくとともに、住民レベル、民間レベルの幅広い年代、分野での交流を促進していく必要があります。

また、外国人との交流機会が増える中、多文化共生を進める体制づくりについて検討していく必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）国際交流の充実

中学生の海外派遣事業について、派遣はもとより、受け入れに関する体制を充実させながら、継続的に実施し、国際的視野を持った人材の育成とコミュニケーション能力の向上を図ります。

（２）地域間交流の充実

神奈川県横浜市や群馬県玉村町、茨城県取手市との住民レベル、民間レベルの幅広い年代、分野での交流を促進するため、交流事業を支援しつつ本村の交流資源の掘り起こしと体制づくりに努めるほか、施設の貸し出し等によりスポーツ合宿の誘致等に努めます。

（３）受け入れ体制の整備と住民への情報発信の充実

地域間交流を推進するにあたっては、ボランティアガイドの会などと連携し、受け入れ体制の整備を図るとともに、住民の交流事業への関心が高まるよう情報発信に努めます。

（４）多文化共生に向けた体制づくりの検討

訪れる外国人や居住する外国人の増加を踏まえ、生活相談への対応をはじめ、多文化共生を進めるための体制づくりについて、広域的な対応を含めて検討していきます。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
「国内外との交流活動の状況」住民満足度	%	35.2 (令和元年度)	45.0
住民団体同士等との交流回数	回	4 (令和元年度)	4
市民優待制度の利用人数	人	1,497	1,800
交流都市内イベント出展回数	回	7 (令和元年度)	7

第4章 生涯安心・健康福祉のむらづくり

1 地域福祉の充実

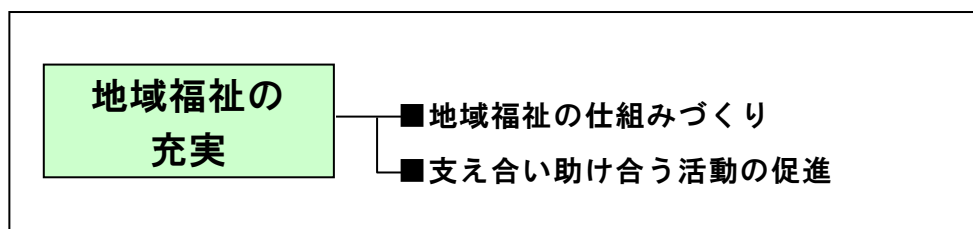
現状と課題

少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化等に伴い、かつて家庭や地域社会が持っていたお互いに助け合い支え合う機能が弱まっています。特に、高齢化が進む中で、高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増加し、日常生活において支援を必要とする住民が増えつつあります。

このように支援が必要な住民が安心して自立した生活を送ることができるよう、本村では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体等と連携して地域福祉を推進していますが、今後は、弱体化の傾向にある地域社会の相互扶助機能を高めることに一層努めていく必要があります。

このため、平成28年度に策定した地域福祉計画に基づき、また見直しを行いながら、「地域共生社会^{※13}」の実現を目指し、地域住民や団体等が「我が事」として自主的に参画する地域福祉の仕組みづくりを進めていくことが必要です。

施策の体系



※13 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

主要施策

（１）地域福祉の仕組みづくり

福祉ボランティアの育成や地域福祉の必要性を住民に理解してもらうための啓発事業を行い、地域住民が主体となった地域福祉の仕組みづくりに取り組みます。

また、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政が連携して課題解決に取り組めるような仕組みの構築にも努めます。

（２）支え合い助け合う活動の促進

総合福祉センターを地域福祉の拠点施設とし、社会福祉協議会と協働して、地域住民や団体等による見守り・声かけをはじめとする支え合い助け合う活動を促進します。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
総合福祉センター利用人数	人	93,551	100,000
ボランティアセンター登録者数	人	129	150
「地域福祉体制」住民満足度	%	35.8 (令和元年度)	50.0
地域福祉活動に参加している人の割合	%	22.2 (令和元年度)	25.0

2 高齢者支援の充実

現状と課題

わが国では、高齢化が急速に進む中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム^{※14}の充実に向けた取り組みを進めています。

本村の高齢化率は平成30年度末で30.9%となっており、65歳以上の高齢者の人口は年々増加にあります。

本村では、高齢者が元気でいきいきと暮らせるよう、通いの場の提供や介護予防教室の開催を図り、介護予防に取り組んできました。

しかし、高齢者の増加、高齢者の閉じこもりやうつ病、認知症の増加、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加等の多くの課題が山積しています。

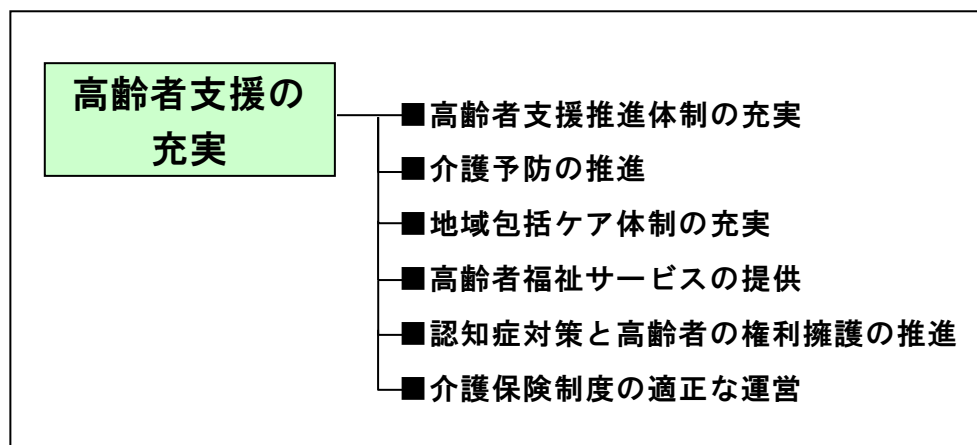
これらの課題に対応するためには、介護予防や疾病予防の推進に加え、地域包括ケアシステムのさらなる充実が必要です。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で生活していくため、いきがいくくりが必要となります。老人クラブ活動やボランティア活動への参加促進や気軽に参加できる場所の確保を図る必要があります。

このような状況を踏まえ、今後は、平成29年度に策定した第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、また見直しを行いながら、高齢者とその家族を地域全体で支援する体制づくりを進めるとともに、誰もが住み慣れた地域でともにふれあいながら健康で安心して暮らせる社会の構築に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があります。

^{※14} 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

施策の体系



主要施策

（１）高年齢者支援推進体制の充実

本村の実情に即した高年齢者支援を総合的・計画的に進めるため、高年齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しを行います。

（２）介護予防の推進

高年齢者が要介護状態あるいは要支援状態になることを予防するとともに、要介護度の悪化を防止するため、筋力トレーニングや地域の通いの場等を活用し、転倒予防や生活習慣病予防を行うとともに、介護予防に関する情報提供や啓発を行い、心身の健康維持に向けた自主的な取り組みを促進します。

（３）地域包括ケア体制の充実

介護や支援を必要とする高年齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターを核として各関係機関との連携を強化し、サービス提供体制の充実を図ります。

（４）高年齢者福祉サービスの提供

敬老バス助成事業や生活支援型訪問家事援助、家族介護支援サービスなど、現在実施している在宅高年齢者に対する各種支援・サービスを検証しながら随時見直しを行い、より高年齢者のニーズに合った支援・サービスの提供に努めます。

（５）認知症対策と高齢者の権利擁護の推進

見守り体制の確立や支援者の育成を図り、認知症患者を地域で支える体制づくりを進めるほか、高齢者の財産管理や虐待等に対応する権利擁護体制の充実を図ります。

（６）介護保険制度の適正な運営

広報活動等を通じて介護保険制度に関する住民の理解を深めていくとともに、介護認定から介護保険サービスの提供、保険給付、保険料徴収まで総合的な運営体制の充実を図り、介護保険制度の適正かつ円滑な運営に努めます。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
らくらく筋トレ体操の参加人数	人	410	410
介護予防サポーター等養成登録者数	人	82	100
「高齢者支援体制」住民満足度	%	35.6 （令和元年度）	40.0

3 障がい者支援の充実

現状と課題

平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、平成 30 年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と「児童福祉法」が改正されました。改正内容については、生活や就労に対する支援の充実、高齢障がい者・障がい児のサービス拡充等に加え、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、地域社会からの理解や協力が得られるような取り組みが必要であるとされました。

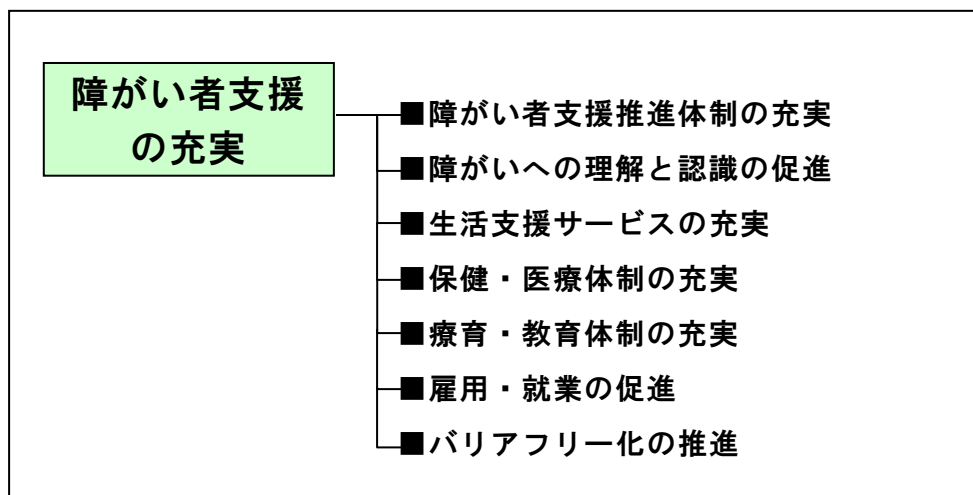
本村の障害者手帳所持者は、平成 31 年 4 月現在、身体障害者手帳所持者が 354 人、療育手帳所持者が 62 人、精神保健福祉手帳所持者が 43 人となっています。

また、本村における事業所は、通所型の「くりのみ学園」と「星夜の森学舎」の就労継続支援 B 型事業所が 2 箇所、居住型の「たけのこ学園」の施設入所事業所が 1 箇所、グループホームの「もみの木ハウス」が 5 箇所、重度心身障害者を対象とした「重度心身障害者デイサービスセンター燦」の地域活動支援センターが 1 箇所となっています。

本村ではこれまで、障がい者の自立と社会参加に向けた各種の施策・事業を推進してきましたが、障がい者の増加や高齢化、障がいの重度化・重複化等が進む一方で、高齢化や核家族化の進行に伴う家庭内での介護力の低下といった状況もみられ、支援の必要性が高まってきています。

このため、今後は、平成 26 年度に策定した障害者福祉計画、平成 29 年度に策定した第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画に基づき、また見直しを行いながら、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、障がい者に対する住民の理解を深めながら、一人ひとりの立場に立った支援やサービスを提供していくことが必要です。

施策の体系



主要施策

（１）障がい者支援推進体制の充実

本村の実情に即した障がい者支援を総合的・計画的に進めるため、障害者福祉計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しを行います。

（２）障がいへの理解と認識の促進

障がいや障がい者に対する住民の理解を深め、ノーマライゼーション※¹⁵の理念に基づく共生社会づくりを進めるため、広報・啓発活動をはじめ、障がい者施設の活動紹介や生產品の販売支援等の取り組みを行います。

（３）生活支援サービスの充実

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実を促進するとともに、相談の支援や日常生活用具の給付、移動の支援をはじめとする生活支援を行います。

※¹⁵ 年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方。

（４）保健・医療体制の充実

医療機関等の関係機関との連携を強化し、障がいの早期治療・リハビリテーション体制等の支援の充実を進めます。

（５）療育・教育体制の充実

妊娠初期から乳幼児期、学童期、そして成人期に至り社会生活を営むことができるまで、子育て世代包括支援センターを中心に、重層的で切れ目のない療育支援を行うとともに、一人ひとりの特性に応じた特別支援教育を推進します。

（６）雇用・就業の促進

障がい者の自立を促進するため、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携し、障がい者の雇用・就業を支援します。

（７）バリアフリー化の推進

障がい者が安心して快適に生活できるよう、公共施設などのバリアフリー化に努めます。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
移動支援事業支給決定者数	人	4	10
思いやり駐車場許可証配付枚数	枚	41	50
「障がい者支援体制」住民満足度	%	26.5 (令和元年度)	30.0
「バリアフリー化の状況」住民満足度	%	23.5 (令和元年度)	25.0

4 社会保障の充実

現状と課題

生活保護制度は、生活困窮者に対し、最低限の生活を保障し、その自立を助長する制度です。また、平成27年度から、生活保護に至る前の自立支援策として、生活困窮者自立支援制度が始まっています。

本村では、生活困窮者に対し、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、県等関係機関と連携し、相談や各種制度の利用に関する助言・指導を行っていますが、生活保護世帯は増加傾向にあり、今後とも、これらの取り組みを継続して実施する必要があります。

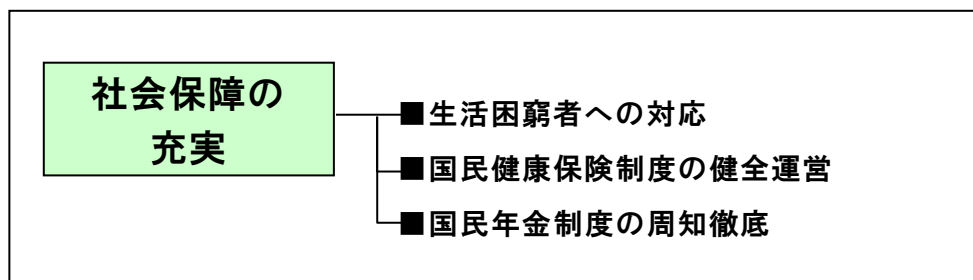
また、国民健康保険制度は、医療保険の柱として、人々の健康の保持・増進に大きな役割を果たしています。

本村の国民健康保険の状況については、加入者数と世帯数がともに減少傾向にある中、医療技術の向上により、医療費が年々増加傾向にあります。また、加入者の高齢化や低所得者の割合も高く、事業の運営が厳しい状況にあります。

このため、制度運営の安定化に向け、国民健康保険税の収納確保や国民健康保険制度の広報を行うとともに、被保険者の健康の保持・増進のため各種保健事業に取り組む必要があります。

一方、国民年金制度は、老後の生活を支える基盤制度の一つですが、制度に対する正しい理解が得られていない状況も見受けられることから、制度の周知徹底を図っていくことが必要です。

施策の体系



主要施策

（１）生活困窮者への対応

生活困窮者の生活の安定と自立の促進に向け、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、相談等に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の利用に関する助言・指導に努めます。

（２）国民健康保険制度の健全運営

各種保健事業の実施による被保険者の健康づくりの促進はもとより、レセプト点検調査等の医療費適正化対策や滞納者への納税相談・指導、国民健康保険税の収納率向上対策を行い、国民健康保険制度の健全運営に努めます。

（３）国民年金制度の周知徹底

広報紙やパンフレットの活用、年金相談の充実等を通じ、国民年金制度に関する住民の理解と認識を一層深めていきます。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
全世帯のうちの生活保護世帯の割合	パーセント	2.5	2.0

5 健康・保健活動の充実

現状と課題

健康は、すべての人々の願いです。健やかで心豊かな人生を送るためには、一人ひとりが健康の大切さを認識して生活習慣を改善し、生活習慣病の発症と重症化を予防することが重要です。

本村ではこれまで、住民の健康寿命の延伸と生活習慣病の発症・重症化予防を重視し、保健センターを拠点として、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じた各種の保健事業に取り組み、着実に成果を上げてきました。

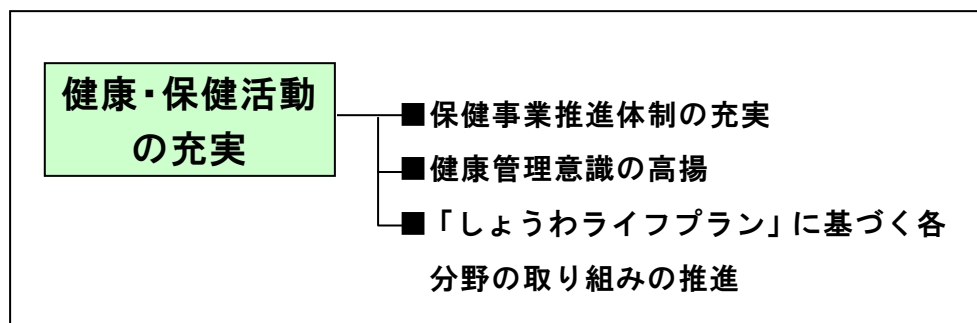
しかし、生活習慣病、特に悪性新生物^{※16}を死因とする死亡の割合が県に比べてやや高くなっているほか、50代以降のメタボリックシンドローム^{※17}の該当者とその予備軍の割合が県に比べて大幅に高くなっています。また、社会環境の変化とともに、子育て環境が多様化する中で、育児に対する負担感や不安が増大する傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、今後は、平成30年度に健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画を一体的に策定した「しょうわライフプラン」に基づき、住民一人ひとりが健やかに暮らせる元気なむらづくりを目指し、住民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、健康づくり施策の充実に努める必要があります。

※16 がんや肉腫等の悪性腫瘍。

※17 内臓脂肪症候群。

施策の体系



主要施策

（１）保健事業推進体制の充実

本村の実情に即した健康づくり施策を総合的・計画的に進めるため、健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画「しょうわライフプラン」の中間評価と見直しを行います。

また、地域ぐるみの健康づくり体制の強化を図るため、健康づくり推進協議会の組織体制の充実、ヘルスマイト※¹⁸や保健推進員の育成及び活動支援を行います。

（２）健康管理意識の高揚

広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催等により、健康に対する正しい知識の普及や「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図ります。

（３）「しょうわライフプラン」に基づく各分野の取り組みの推進

健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画「しょうわライフプラン」に基づき、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「休養・こころの健康」、「たばこ・アルコール」、「歯・口腔」、「健康管理」の各分野の目標値の達成に向け、行政としての具体的な取り組みを推進するとともに、住民や地域・団体等の自主的な取り組みを促進します。

※¹⁸ 食生活改善推進員。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
特定健診受診率	%	45.3	58.0
朝食をほぼ毎日食べる人の割合	%	79.6 (令和元年度)	100.0
定期的な検診を受けている人の割合	%	73.9 (令和元年度)	80.0
定期的な歯科検診を受けている人の割合	%	38.9 (令和元年度)	50.0
悩みを相談できる人(場所)がいる(ある)人の割合	%	81.9 (令和元年度)	85.0
「保健サービス提供体制」住民満足度	%	45.6 (令和元年度)	70.0

6 地域医療体制の充実

現状と課題

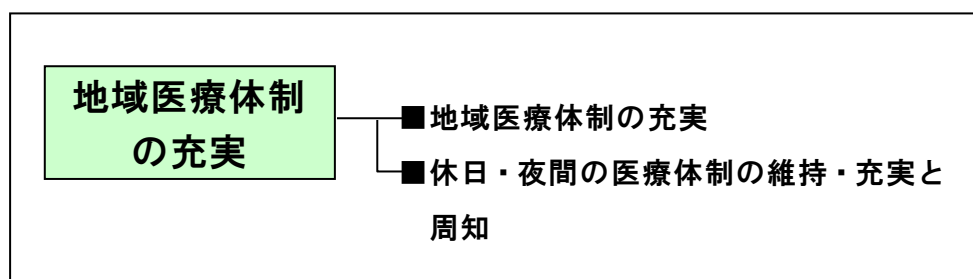
医療の確保は、住民が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るための基本的な条件です。

本村には、医院が1箇所、歯科医院が1箇所あります。検査や入院などの高度な医療は近隣の沼田市や渋川市、前橋市などでの利用が多くなっています。

県では、医療連携体制の充実によって切れ目のない良質な医療を目指しています。本村では、この方針に基づき、一次保健医療圏として、かかりつけ医による一般的な診療と、保健センター等を中心とした健康管理のための予防活動をとおした身近な保健サービスの提供を進めていますが、二次保健医療圏との医療体制の維持・充実に向け、広域的な連携をより一層強化していくことが必要です。

また、休日や夜間の医療については、広域的な連携により地域医療センターが開設されていますが、住民が引き続き安心して利用することができるよう、その維持・充実と周知に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）地域医療体制の充実

広域的な連携を一層強化し、二次保健医療圏としての医療体制の維持・充実に努めるとともに、住民が自分に必要な医療を自ら選択して受けられるよう、医療機関等に関する情報提供の充実を図ります。

また、関係機関と連携し、在宅医療を促進します。

（２）休日・夜間の医療体制の維持・充実と周知

広域的な連携のもと、地域医療センターの維持・充実に努めるとともに、広報紙やチラシ等を活用し、周知を図ります。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
「医療体制」住民満足度	%	24.4 (令和元年度)	50.0
地域医療センター周知度	%	71.3 (平成29年度)	85.0

第5章 農業を基幹に元気産業のむらづくり

1 農業・林業の振興

現状と課題

わが国では、農業を成長産業に位置づけ、攻めの農業を展開することで、海外競争力の強化や国土強靱化を図るとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するため、担い手への農地の集積やスマート農業^{※19}の展開、中山間地域の活性化などを進めています。

本村では、基幹産業である農業の振興に向け、土地基盤整備事業、農業近代化施設の整備、土地改良事業等に伴う道路網の整備や国有林の農用地利活用を積極的に推進してきました。

その後、赤城西麓土地改良事業による農業用水の利用が本格稼働となったことから、準高冷地の特性を生かした高原野菜をはじめとする多品種の農作物が生産されており、特に、こんにゃく芋の生産量は日本一を誇っています。

農家数については、減少傾向にあるものの、545戸で総世帯数の約22%を占めるとともに、専業農家率は約64%、平均耕地面積は約4.3haと全国的にも経営規模が大きいのが特徴です。

また、関越自動車道昭和インターチェンジを有し、農産物を東京圏に比較的短時間で輸送することができることから、「首都圏の台所」として、生鮮農産物の一大供給基地となっています。

しかし、農業従事者の高齢化による労働力の減少、農業後継者の不足、輸入農産物の増加による価格低迷、貿易自由化による影響など、本村農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

このような厳しい状況の中、基幹産業である農業を維持・発展させていくためには、関係機関・団体と連携し、将来を担う担い手の育成をはじめ、多面的な農業振興施策を一体的に推進していく必要があります。

※19 ロボット技術やICTを活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

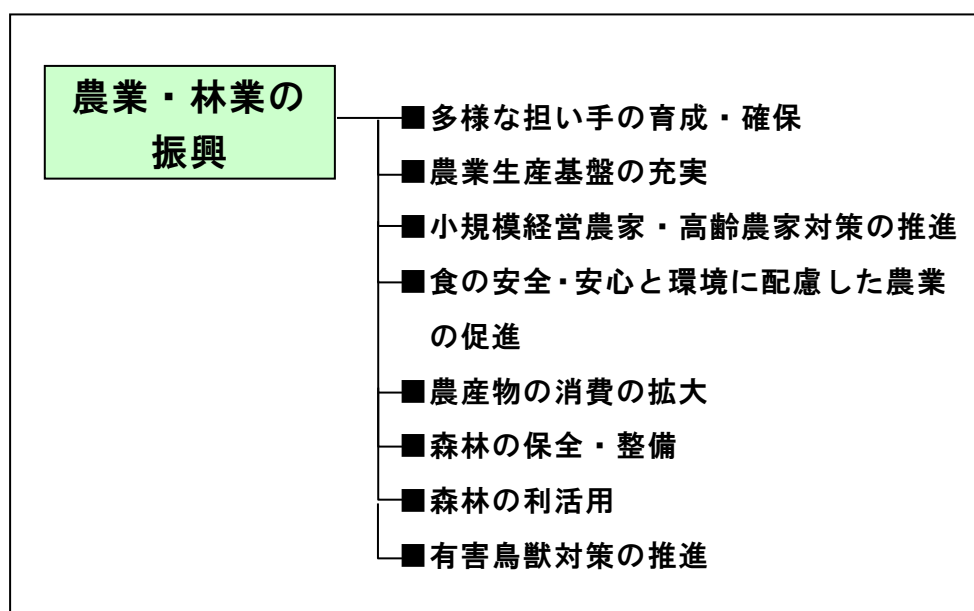
一方、森林は、木材等の生産機能はもとより、水源のかん養^{※20}や山地災害の防止、生活環境の保全などの多面的な機能を持ち、人々の生活と深く結びついています。

本村の林業は、木材価格の低迷や生産コストの増大などを背景に、産業として成立しづらい状況が続いており、本村の総面積の約42%、2,683ha（国有林1,200ha、民有林1,483ha）を占める森林は、手入れが十分な状況ではありません。

現在、利根沼田森林組合や森林ボランティアなどの様々な主体が、間伐や下刈り、路網の整備など森林再生活動に取り組んでいますが、さらなる取り組みが求められています。

また、民有林については、森林経営管理制度を活用し、生産性の向上が図れるような体制を整備し、地域材の活用や森林空間の利活用等を進めていく必要があります。

施策の体系



※20 水を蓄え、洪水を緩和したり、水質を浄化したりすること。

主要施策

（１）多様な担い手の育成・確保

関係機関・団体と連携し、経営指導や情報提供の充実等により、明日の農業を支える認定農業者の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。

また、研修機会の提供や各種支援制度の活用等により、新規就農者、農業後継者の育成・確保を図ります。

（２）農業生産基盤の充実

関係機関と連携し、農地の整備や土づくりを促進し、土地条件の一層の向上を図るほか、多面的機能支払交付金事業などにより、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援します。

また、農地中間管理機構^{※21}の活用等により、担い手への農地の集積を促進するほか、農地不足の解消に向けた取り組みを推進します。

（３）小規模経営農家・高齢農家対策の推進

今後、専業農業者の高齢化が進展する中で、高付加価値・多品目少量生産、直売、加工、流通等において独自の施策展開を図ることが求められることから、小規模経営農家や高齢農家を対象に、こうした消費者の多様なニーズの受け入れ体制の確立と諸施策の展開を図ります。

（４）食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進

村の支援や県等の関係機関への支援要望を行い、家畜糞尿やプラスチック類などの農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルや減農薬栽培の促進、生産工程管理の充実促進など、食の安全・安心と環境に配慮した農業の展開を促します。

※21 経営規模を縮小する農家から農地を借り受け、経営規模を拡大する農家にまとめた農地を貸し付ける組織。

（５）農産物の消費の拡大

道の駅「あぐり一む昭和」における農産物直売体制の一層の充実をはじめ、商業施設や学校給食との連携などにより、地産地消を促進し、村内での消費の拡大に努めます。

また、ホームページやマスコミをはじめ、様々な媒体を活用し、全国に向けた戦略的なPR活動の展開に努めるとともに、都市部等における出展活動、友好交流都市との新たな販路開拓に向けた取り組み、県等と連携した海外への輸出拡大に向けた取り組みなどを促進し、村外における消費の拡大に努めます。

（６）森林の保全・整備

森林所有者の合意形成を図り、各種森林整備事業を活用しながら、木材の生産のみならず、森林の持つ多面的な機能の維持・発揮に向けた森林の保全・整備を促進します。

（７）森林の利活用

森林環境税や森林経営管理制度を活用し、森林経営の生産性の向上が図れるような体制を整備し、地元産木材の利用の拡大を図るほか、体験型観光や自然観察会などの森林資源を活用した場づくりを進めます。

（８）有害鳥獣対策の推進

イノシシやカモシカ、サルなどによる農林産物の被害を防止するため、関係機関・団体と連携し、効果的な有害鳥獣対策を推進します。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
認定農業者数	人	282	290
担い手への農地利用集積率	%	78.3	78.5
環境保全型農業を実施している農家数	戸	3	5
「農業振興の状況」住民満足度	%	28.7 (令和元年度)	35.0
「林業振興の状況」住民満足度	%	18.0 (令和元年度)	20.0

2 商工業・エネルギー産業等の振興

現状と課題

工業は、地域全体の活力の向上や雇用の場の確保に直結する重要な産業です。

本村には、県によって整備された工業団地があり、様々な企業が立地しています。昭和関屋工業団地では、平成 11 年度から大手企業が進出して操業を開始し、その後、平成 19 年度には 3 社が進出し、すべての区画が完売しています。そのほか、工場用地として、「千年の森工場用地」や「長者之原工場用地」、「生越・貝野瀬工場用地」があり、太陽光発電などの再生可能エネルギー開発事業者などが進出しています。

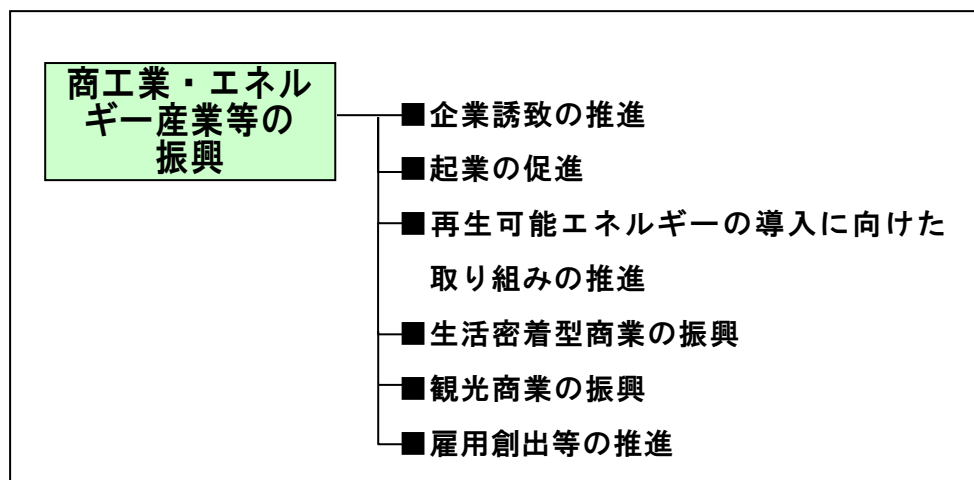
今後とも、村経済の発展と雇用の場の確保を目指し、既存企業への支援や優良企業の誘致、新たな起業の促進等に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、商業は、人々の消費活動を支えるだけでなく、活気やにぎわいをもたらすものとして、地域において重要な役割を担っています。

本村は、沼田市に隣接し、交通の便が比較的よい一方で、村内の商業施設は食料品と日常雑貨を主体としたスーパーとホームセンター、コンビニ、小規模な個人経営の商店が中心となっていることから、購買力の流出が大きくなっています。一方で、村内には「旬菜館」をはじめとする農産物直売所や赤城高原サービスエリアがあり、本村の農産物等が販売されています。

現在、商工会への支援を行い地域商業の振興を図っていますが、今後は、住民生活に密着した商業の展開や観光と連携した商業の振興などに向けた取り組みを進めていくことが必要です。

施策の体系



主要施策

(1) 企業誘致の推進

本村の魅力を発信し、地域イメージの向上に努めながら、県と連携して残りの工場用地への企業誘致に取り組むとともに、新たな工場用地の確保について検討していきます。企業誘致にあたっては、再生可能エネルギー関連企業や農業関係研究施設など、本村の特性等を踏まえた企業の誘致に取り組めます。

(2) 起業の促進

商工会と連携し、必要な知識やノウハウを学べる機会の提供や指導・助言、起業後のフォローアップなどを行い、新たな起業の促進と経営の安定化を促進します。

(3) 再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みの推進

食品残渣や木材等のバイオマス発電、太陽熱利用や太陽光発電など、環境にやさしい再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを推進します。

(4) 生活密着型商業の振興

商工会と連携し、住民生活に密着した商品やサービスを提供する店づくり、経営の改善や販売戦略の展開等を支援します。

また、小規模事業者を中心とした融資制度の周知と利用促進を図ります。

（５）観光商業の振興

「やさい王国昭和村」ブランドを生かした商業振興を図るため、村内商業者と農業者との連携・協力体制の強化を促し、特色ある特産品の開発・販売・PRに向けた取り組みを促進します。

また、村内にある観光施設等を有効利用し、訪れる観光客の村内消費につなげる取り組みを検討します。

（６）雇用創出等の推進

企業誘致や既存企業の新規事業参入並びに既存事業の拡大などを促進し、地域の活性化と雇用の創出・安定を図ります。

また、関係機関と連携し、職業能力向上・開発の推進と雇用に関する情報の提供に努め、雇用機会の拡充を図ります。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
「商業振興の状況」住民満足度	%	15.4 (令和元年度)	18.0
「工業振興・企業誘致の状況」住民満足度	%	22.9 (令和元年度)	30.0
「雇用対策の状況」住民満足度	%	14.8 (令和元年度)	20.0
村内の商店で買物をしている人の割合	%	65.0 (令和元年度)	70.0
起業セミナー参加者数	人	15	18

3 観光と6次産業化の推進

現状と課題

人々の観光ニーズはますます多様化するとともに、インバウンド^{※22}が増加しており、観光の振興にあたっては、こうした動向に柔軟に対応した戦略的な取り組みが求められています。

本村の観光資源としては、雄大な赤城高原からの景観、りんご・いちご・さくらんぼなどの観光農園、昭和の森施設、横浜市少年自然の家「赤城林間学園」、昭和の湯、千年の森「Jーw i n g s」、赤城山船ヶ鼻登山道などがあります。また、本村の観光・体験の拠点施設として平成23年度にオープンした道の駅「あぐりーむ昭和」では、各種イベントや野菜の収穫体験などを実施し、誘客を図っています。

平成30年度の観光客は、道の駅「あぐりーむ昭和」が43.2万人、昭和の森施設が1.2万人、横浜市少年自然の家「赤城林間学園」が3.4万人、昭和の湯が9.4万人、千年の森「Jーw i n g s」が2.1万人となっています。

村内の祭り・イベントについては、毎年10月に「昭和の秋まつり」、2月に「ウインターフェスティバル」が行われ、また、道の駅「あぐりーむ昭和」でも「昭和の日記念イベント」をはじめ様々なイベントを行っています。

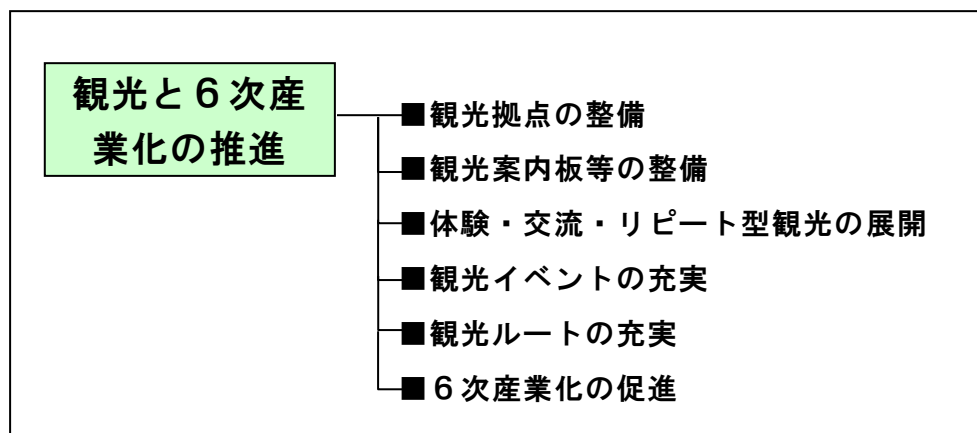
今後は、観光振興による村全体の活性化、観光・交流から移住への展開も視野に入れながら、既存観光拠点の充実や新たな拠点の整備、本村の特性に即した体験・交流型の観光機能の強化などを進めていく必要があります。

また、全国的に6次産業化^{※23}が進められていますが、本村においても、推進体制の充実のもと、本村の特性に即した6次産業化の取り組みを支援していくことが必要です。

※22 訪日外国人旅行。

※23 第1次産業が、生産だけにとどまらず、加工品の製造・販売やサービスの提供など、第2次産業や第3次産業まで踏み込むこと。

施策の体系



主要施策

（１）観光拠点の整備

道の駅「あぐりーむ昭和」について、誘客力の向上と産業振興を目指し、収穫体験場や駐車場の拡張など施設の充実を図るとともに、新たな施設の増設について検討していきます。

また、「昭和の森山荘」に代わる宿泊施設の整備について検討していきます。

（２）観光案内板等の整備

観光客が目的地までスムーズに到着できるよう、村内の各施設等を表示した観光案内板や観光施設表示板を3か国語表記により整備します。

（３）体験・交流・リピート型観光の展開

道の駅「あぐりーむ昭和」を中心とした、野菜収穫体験や外部機関との連携による2坪農園などを充実させ、ファミリー等が野菜の種まきから収穫までを体験する機会を提供するなど、リピート型観光に取り組みます。

また、広大な農地や美しい山脈を眺めながら周遊できるレンタサイクル事業などを充実させ、村内周遊観光に取り組みます。

（４）観光イベントの充実

「昭和の秋まつり」や「ウインターフェスティバル」、道の駅「あぐりーむ昭和」における各種イベントを充実させ、観光客の増加を目指します。

（５）観光ルートの充実

本村における滞在型観光ルートの見直し・充実を行うとともに、近隣市町村の観光資源を含めた広域的な観光ルートの設定やツアー事業の展開を図ります。

（６）６次産業化の促進

関係機関・団体と連携し、６次産業化を進めるための組織の設立や計画の策定など体制の充実を図り、各農家や団体等が行う６次産業化への取り組みを支援します。

また、観光拠点施設の一つである農家レストランを中心に、地元野菜や農産物を活用した新メニューの開発に取り組みます。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
観光入込客数	人	609,000	750,000
道の駅「あぐりーむ昭和」入込客数	人	432,000	600,000
「観光・交流の状況」住民満足度	%	22.2 (令和元年度)	35.0

第6章 安全で生活便利なむらづくり

1 防災体制・治山治水対策の充実

現状と課題

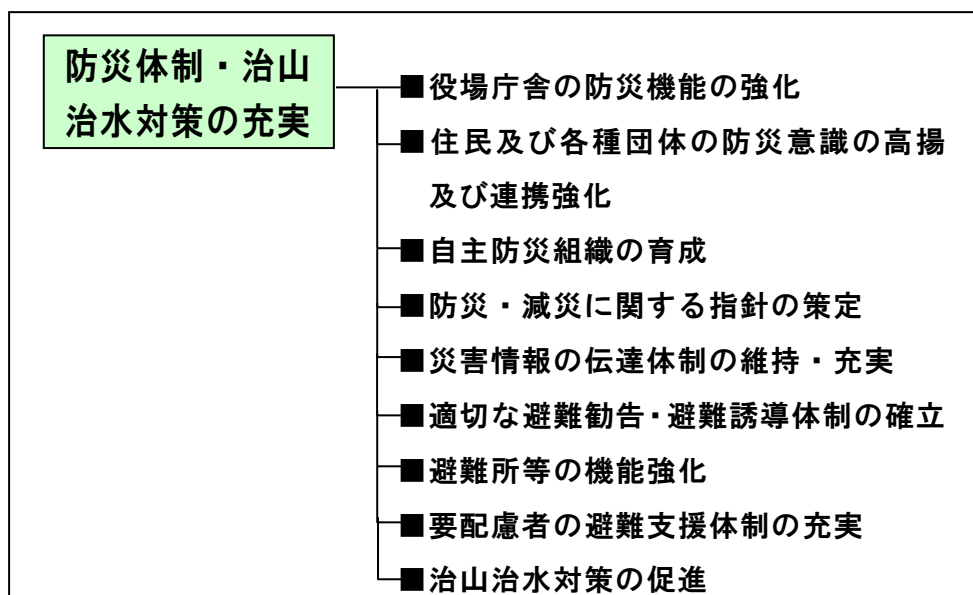
東日本大震災以降においても、全国各地で地震や大雨、火山の噴火等による大規模な自然災害が頻発しており、地域の防災・減災害体制の強化、災害に強い強靱なむらづくりが求められています。

本村ではこれまで、住民の防災意識の啓発や災害情報の伝達体制の充実、避難場所の指定・周知、治山治水対策の促進をはじめ、災害に備えた各種の防災・減災対策を進めてきました。

しかし、自然災害は、いつ発生するかわからない上、近年は想定外の事態に見舞われることも多いため、今後は、近年の大規模災害を十分に踏まえ、地域防災計画等の指針を適宜見直ししながら、村及び防災関係機関、住民が一体となって、防災・減災体制のさらなる強化を進めていく必要があります。

特に、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成して活動する自主防災組織の重要性が高まっており、各行政区における組織化が求められています。

施策の体系



主要施策

（１）役場庁舎の防災機能の強化

災害が発生した場合に災害対策本部となる役場庁舎について、防災拠点としての機能を持った庁舎として新築します。

（２）住民及び各種団体の防災意識の高揚及び連携強化

広報・啓発活動の推進や防災マップの活用、各種訓練の実施などにより、住民及び各種団体の防災意識の高揚を促します。

また、災害発生時に行政、住民、各種団体や協定団体が連携して迅速に対応できるよう、関係者による協議・検討を行い、それぞれの役割を確認・共有し、災害対応体制の強化を図ります。

（３）自主防災組織の育成

地域防災の要となる自主防災組織について、未結成の行政区に対して結成を促すとともに、既に結成した行政区については、その組織力の維持・強化を促進します。

（４）防災・減災に関する指針の策定

防災・減災体制の強化、村全体の強靱化を総合的・計画的に進めるため、地域防災計画の見直しを適宜行うとともに、国土強靱化地域計画の策定を図ります。

（５）災害情報の伝達体制の維持・充実

気象警報や避難勧告などの災害情報がすべての住民に確実に伝達できるよう、防災行政無線や緊急告知FMラジオ、携帯メール等の複数のシステムを活用した体制の維持・充実を図ります。

（６）適切な避難勧告・避難誘導体制の確立

大規模災害が発生、または発生する恐れがある場合に備え、村の基準と関係機関からの情報を的確に踏まえ、適切な避難勧告・避難誘導が行える体制の確立を図ります。

（７）避難所等の機能強化

災害時の避難所等について、食糧や資機材等の備蓄品の充実・更新を適宜行い、機能強化を図ります。

（８）要配慮者の避難支援体制の充実

地域の関係団体及び地域住民と連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難支援体制の充実を図るとともに、要配慮者が必要とする福祉避難所の充実を図ります。

（９）治山治水対策の促進

水害や土砂災害を防止するため、河川の整備や急傾斜地の崩壊防止等の治山治水対策を引き続き関係機関に要請していきます。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
「防災体制」住民満足度	%	39.1 (令和元年度)	47.0
災害時の避難路・避難場所を知っている人の割合	%	55.9 (令和元年度)	80.0
「治山治水の状況」住民満足度	%	26.4 (令和元年度)	34.0
自主防災組織数	地区	2	10
食糧や資機材等の備蓄品の配置数	箇所	2	16

2 消防・救急体制の充実

現状と課題

近年、火災発生件数や火災による死者数は全国的に減少傾向にあります。高齡化が急速に進む中、死者に占める高齡者の割合が年々高まっており、その安全対策の強化が求められています。

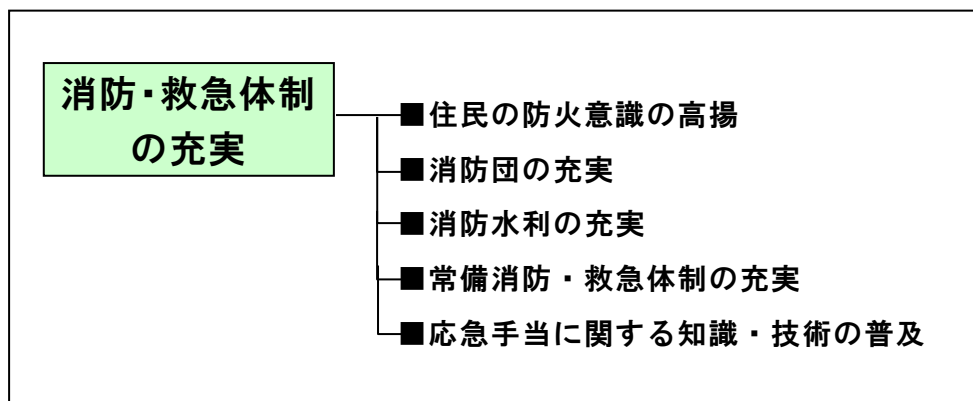
本村の消防・救急体制は、消防団による非常備消防と、利根沼田広域市町村圏振興整備組合による常備消防とで構成されており、互いに連携しながら、地域消防・防災や救急対応に努めています。

しかし、消防団においては、団員の確保が年々難しくなっており、これへの対応が求められているほか、老朽化が進む施設・設備の計画的な更新が必要となっています。

また、常備消防・救急についても、高齡化の進行等に伴い火災発生要因が複雑・多様化する中で、さらなる機能の強化が求められています。

このため、消防団員の確保対策の強化や資質の向上、施設・設備の更新を進め、消防団の活性化を図るとともに、広域的連携のもと、消防職員の資質の向上や施設・設備の充実を進め、常備消防・救急体制の一層の強化を図っていく必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）住民の防火意識の高揚

広報・啓発活動の推進や各種訓練の実施などにより、住民の防火意識の高揚を促すとともに、住宅用火災警報器の設置を促進します。

（２）消防団の充実

機能別消防団員^{※24}制度の導入など団員確保対策の強化、研修・訓練の実施による団員の資質の向上、消防車両や詰所をはじめとする施設・設備の計画的更新を図り、消防団の充実を促進します。

（３）消防水利の充実

必要箇所への消火栓や防火水槽の新設を行うほか、地下式消火栓を管理しやすい地上式消火栓へ変更するなど、水利体制の強化を図ります。

（４）常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、研修・訓練の実施による職員の資質の向上や消防車両・救急車両等の施設・設備の計画的更新を図り、常備消防・救急体制の充実を図ります。

また、山林火災や大規模火災を想定し、送水中継訓練を常備消防と消防団との合同で実施し、消防力の強化を図ります。

（５）応急手当に関する知識・技術の普及

常備消防等と連携して救急救命講習を実施し、救急車が到着するまでの適切な応急手当に関する住民の知識と技術の習得を促します。

※24 能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
消防団員数	人	309 (令和元年度)	287
消防水利数	基	248 (令和元年度)	253
「消防・救急体制」住民満足度	%	47.6 (令和元年度)	55.0
A E Dを使った救命救急講習参加率	%	43.3 (平成29年度)	70.0

3 交通安全・防犯・消費者対策の推進

現状と課題

近年、交通事故発生件数は全国的に減少傾向にありますが、高齢者が関連する事故や飲酒運転による事故が後を絶たず、これらへの対策の強化が求められています。

本村では、交通指導員や警察署員の指導のもと、毎年春先に各小中学校及び保育園において交通安全教室を実施しているほか、年4回の交通安全運動を実施しており、交通事故の防止を図っています。

しかし、交通事故は依然として減少せず、本村においても高齢者が関連する事故が増加傾向にあり、高齢者を中心とした交通安全意識の啓発を一層推進していくことが必要です。

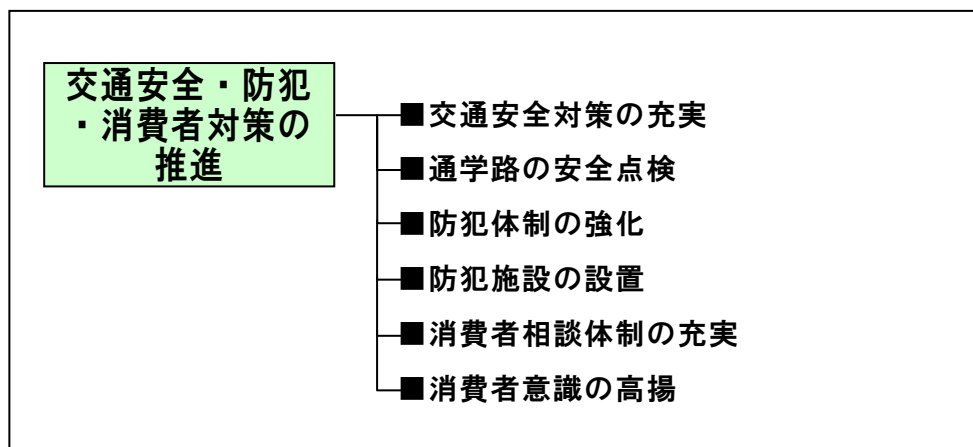
また、近年、全国的に子どもや高齢者を狙った犯罪が多発し、犯罪からの安全性の確保が特に重視されています。

本村では、防犯に関する情報提供やLED防犯灯の整備、防犯カメラの設置等を進めていますが、今後とも、犯罪のない安全・安心な暮らしの確保に向け、これらの取り組みを引き続き推進していくことが必要です。

一方、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、特殊詐欺や悪質商法による被害をはじめ、消費者トラブルが後を絶たない状況にあります。

本村では、沼田市消費生活センターに委託し、消費生活相談を行っていますが、今後とも、住民が被害を受けることのないよう、消費者意識の向上と消費者保護の体制の維持・充実に努める必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）交通安全対策の充実

各小中学校及び保育園において、わかりやすく親しみやすい交通安全教室を実施し、子どもたちの交通安全意識の高揚に努めます。

また、高齢化の進行を踏まえ、高齢者への啓発活動を強化するほか、高齢者や新入学・入園者に対し、夜間や薄暮の交通安全のため、反射材を配布します。

さらに、正しい自転車の乗り方を身につけてもらうため、警察と連携し、自転車の検定試験を実施し、自転車の運転免許証の交付を行います。

（２）通学路の安全点検

道路管理者や警察等と連携して通学路の安全点検を行い、必要箇所へは防犯カメラを設置するとともに、危険と判断された箇所については速やかに改善できるよう諸施策を行います。

（３）防犯体制の強化

防犯協会、家庭、学校、地域、警察などと連携し、防犯に関する情報提供を中心とした取り組みを行い、地域ぐるみの防犯体制の強化を図ります。

（４）防犯施設の設置

夜間における犯罪の防止のため、防犯灯の設置に対する支援を行うほか、地域からの要望を踏まえ、必要に応じて防犯カメラの設置に努めます。

（５）消費者相談体制の充実

沼田市消費生活センターなど関係機関と連携し、消費者相談体制の充実を図ります。

（６）消費者意識の高揚

広報紙やホームページ、学校教育、社会教育などを通じ、商品の安全性や消費者被害の事例・予防策などの情報提供を行い、消費者意識の高揚と知識の向上を促します。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
交通人身事故発生件数	件	10	7
防犯カメラ設置箇所数	箇所	28	35
地域でのパトロール・防犯活動をしている人の割合	%	12.4 (令和元年度)	25.0
「交通安全体制」住民満足度	%	32.7 (令和元年度)	35.0
「防犯体制」住民満足度	%	26.6 (令和元年度)	30.0
「消費者対策の状況」住民満足度	%	20.2 (令和元年度)	25.0

4 道路・公共交通の整備充実

現状と課題

道路や公共交通は、便利で快適・安全な住民生活や活力ある産業活動、地域間の連携・交流を支える重要な社会基盤です。

本村の道路網は、南北の幹線道路として、県道下久屋渋川線、県道沼田赤城線、村道永井中野線、村道望郷ライン線が走っているほか、東西の幹線道路として、村道古宮迫分線、村道森下赤城原線、県道昭和インター線、村道桂坂板戸線等が走っています。

また、村の西部を関越自動車道が縦断し、昭和インターチェンジと赤城高原サービスエリアが設置されています。

県道については、集落内などに歩道が整備されていない箇所が多く残っており、歩行者の安全確保のため、県に歩道の整備を要請していく必要があります。

村道については、路面状態の悪い箇所等から順次舗装工事等を行っていますが、安全確保の面から改良が必要な箇所については地元の協力を得ながら進めていく必要があります。

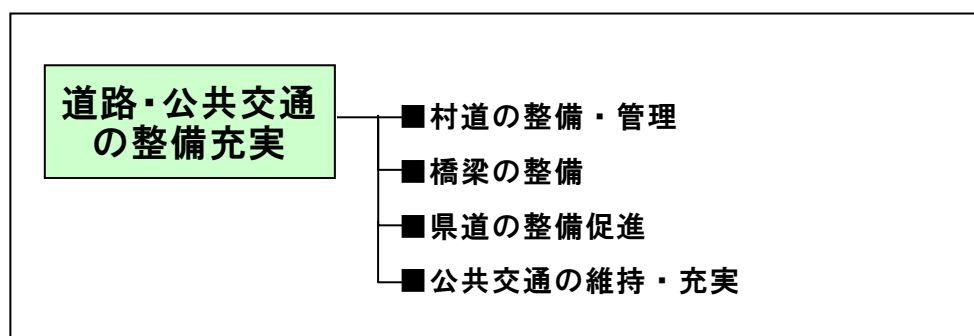
また、村内には現在 164 橋の橋梁がありますが、老朽化の進んでいる橋梁も多く、定期点検及びそれに伴う修繕を計画的に進め、修繕費用の縮減と橋梁の長寿命化を図っていく必要があります。このほか、トンネルについても定期点検を行うなど、道路構造物及び道路付属物等の機能・安全性の確保を図っていく必要があります。

一方、本村の路線バスは、運行を民間交通事業者に委託し、永井線、赤谷・桜循環線、中野・生越循環線の 3 路線が走っており、村内フリー乗降となっています。平成 20 年度に永井線の路線バスを小型に変更し、平成 21 年度に路線の延長を行うなど、一層の経費の削減と利便性の向上に努めてきましたが、利用者は年々減少傾向にあります。

平成 30 年度の年間利用者数は、永井線が 4,933 人、赤谷・桜循環線が 7,504 人、生越・中野循環線が 13,371 人となっています。

今後は、自家用車を運転できない高齢者の増加と少子化による児童生徒の減少を考慮し、利便性を高めた効率のよい運行、路線の見直しや費用の抑制に努めるとともに、新たな運行システムの構築について検討していく必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）村道の整備・管理

生活道路となる村道については、路面状況や交通状況等を勘案し、補修や改良を順次進めるとともに、維持管理については、できる限り地域参画型・道普請型の手法を取り入れ、地域や各種団体等の協力を得ながら進めていきます。

また、道路台帳のデジタル化を図り、安全な維持管理に努めていきます。

（２）橋梁の整備

橋梁の長寿命化を図り、修繕費用の縮減・平準化を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期点検及び修繕を進めていきます。

（３）県道の整備促進

県道下久屋渋川線、県道沼田赤城線、県道昭和インター線の歩道の整備、県道昭和インター線のバイパス整備の早期完了を、県に対して要請していきます。

（４）公共交通の維持・充実

路線バスについて、住民の暮らしや観光客の移動に便利な路線網の設定や、住民ニーズに合ったダイヤの編成など、利便性の向上に努め、住民の利用を促進するとともに、運行経費や県補助金の動向を勘案しながら、新たな運行システムの導入について検討していきます。

さらに、広域的な連携を強化し、利根沼田地域等における公共交通の充実に向けた取り組みを進めます。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
1・2級村道損傷率	%	40.5	14.4
路線バス利用人数	人	25,808	26,000
「道路の整備状況」住民満足度	%	26.8 (令和元年度)	37.0
「路線バスの状況」住民満足度	%	16.0 (令和元年度)	20.0

5 住環境の整備充実

現状と課題

快適で安全・安心な住宅・住環境の確保は、人々が豊かな生活を営むための基本であり、定住を促進する最も重要な条件です。

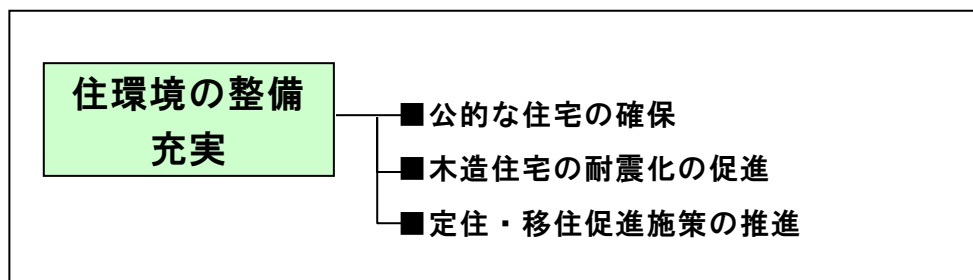
現在、本村には村営住宅はありませんが、平成 15 年度に、村営住宅審議会の答申を受け、借上賃貸住宅の建て主を公募し、平成 17 年度から大河原小学校区に 8 棟の借上賃貸住宅を貸し出しています。家賃の 10%を村で補助し、定住化対策も展開しています。平成 30 年度末時点では、8 棟すべて契約し入居中です。

近年は、民間のアパートも数多く建設され、民間の経営を圧迫する恐れがあることから検討していませんが、平成 17 年度から契約している借上賃貸住宅も 2 回目の契約期間が令和 3 年度をもって終了することから、若者の定住化対策として、借上賃貸住宅の今後の在り方や、村営住宅の整備等について検討していく必要があります。

また、本村では木造住宅が大半を占めていますが、現在の耐震基準を満たしていない住宅も多く、大きな地震が発生した場合は倒壊・損壊する危険性が高いため、耐震診断や耐震改修を促進していく必要があります。

さらに、人口減少が進む中、これらの住宅施策と連動した定住・移住促進施策として、空き家バンク事業による空き家や土地の活用促進、新築住宅の建設に関する支援、県と連携した移住者への経済的支援などを行っていますが、今後とも、これらの取り組みを継続していくとともに、新たな取り組みについても検討していく必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）公的な住宅の確保

借上賃貸住宅について、住民ニーズを踏まえながら、民間の経営を圧迫することがないように継続するとともに、村営住宅の整備等について検討していきます。

（２）木造住宅の耐震化の促進

安全・安心な住環境づくりに向け、昭和56年5月31日以前に建築着手した木造住宅の耐震診断に対する支援を行うとともに、同支援制度の周知に努めます。

（３）定住・移住促進施策の推進

空き家バンク事業の充実を図り、空き家や土地の利活用等を促進するほか、定住目的で新築住宅を建設した人や住宅のリフォームを行った人への支援を推進します。

また、移住希望者に対する相談体制の充実や県と連携した移住者への経済的支援を行うとともに、移住希望者や関係人口を掘り起こすため、ホームページやマスコミ、移住イベントをはじめとする様々な媒体・機会を活用した村の魅力発信・プロモーション活動^{※25}を積極的に推進します。

さらに、定住・移住を促進するための効果的な支援施策について検討し、その推進に努めます。

※25 販売促進活動。この場合、村の魅力を広く発信し、村を売り込む活動のこと。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
木造住宅耐震診断者派遣件数	件	0	5
空き家バンク登録件数	件	0	3
空き家有効活用件数（累計）	件	0	3
移住相談件数	件	18	30
移住支援施策による転入件数	件	7	10
「住宅施策の状況」住民満足度	%	14.2 (令和元年度)	20.0
「定住促進対策の状況」住民満足度	%	10.2 (令和元年度)	15.0

第7章 緑に包まれた人にやさしいむらづくり

1 自然環境の保全

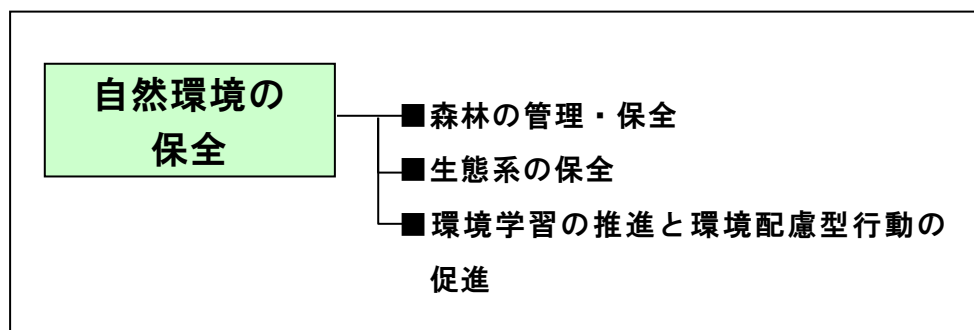
現状と課題

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の深刻化や国・地域における環境問題の発生等を背景に、住民一人ひとりが環境保全に向けた具体的行動を起こすことが求められています。

本村の美しく豊かな自然は、住民生活の安全を確保し、うるおいとやすらぎを与え、農業生産の基盤となるかけがえのない共有財産であるとともに、観光の貴重な資源でもあり、自然環境の保全とともに、自然とふれあい、遊び、学ぶ機会や場所の充実・整備が求められています。

地球環境問題の解決にあたっては、国際レベルでの取り組みや国レベルでの政策に加え、日常生活に密着した地域レベルでの取り組みを実践していくことが重要であり、本村においても、住民・事業者・行政が連携・協力して地球環境の保全につながる取り組みを進めていくことが必要です。

施策の体系



主要施策

(1) 森林の管理・保全

民有林の4割強を占める天然林の保全を図るとともに、林業生産機能を維持していくため、ぐんま緑の県民税や、森林環境税による森林経営管理制度などを活用し、人工林の適切な維持・管理を促進します。

また、赤城山に続く森林や沢沿いの緑、河岸段丘から高原地帯に続く斜面緑地などの自然の保全や水源の確保に向けた取り組みを進めます。

(2) 生態系の保全

希少な動植物を守り育てる活動や水、大気、地下水、土壌などの保全に向けた取り組みを住民・事業者・行政が一体となって進めます。

また、特定外来種等による情報の周知を図り、必要な対策を進めます。

(3) 環境学習の推進と環境配慮型行動の促進

学校教育や社会教育など様々な場において自然とふれあう活動や環境学習を進め、住民の意識を高め、環境に配慮した行動の実践を促します。

また、NPO法人等が行う自然とのふれあい、自然環境の保全を図る活動や地域の取り組みを支援していきます。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
「環境保全の状況」住民満足度	%	35.7 (令和元年度)	40.0
環境に配慮した生活をしている人の割合	%	61.5 (令和元年度)	65.0

2 景観形成と公園・緑地の整備

現状と課題

美しい景観は、住民共通の貴重な財産であり、景観を守り育て、次の世代に引き継ぐことはもとより、これらの行動を活力ある地域づくりにつなげていくことが重要です。

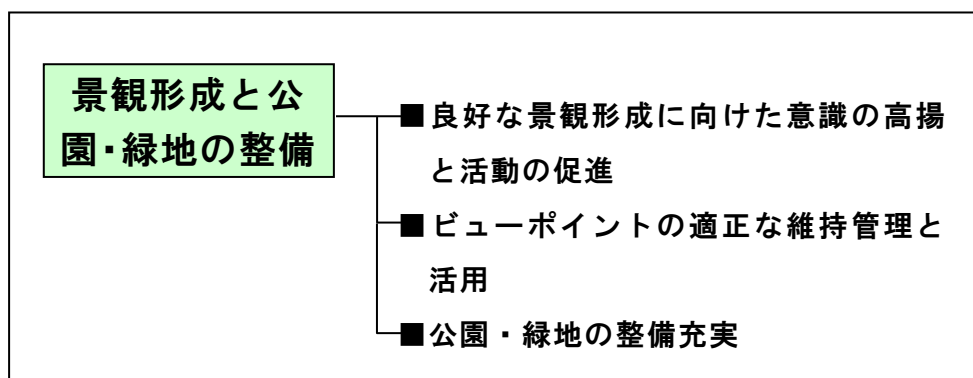
本村では、平成 25 年度に景観計画を作成し、その中で、特に景観に優れた場所をビューポイントとして整備していく方針を掲げ、これに基づき 3 箇所のビューポイントを整備しました。

今後は、景観計画の実現に向け、住民・事業者・行政が、景観形成に向けた意識を高めながら、それぞれが役割を担い、また連携・協働し、村の良好な景観を「守り・創り・育む」ことが必要です。

また、本村には、公園・緑地として、総合運動公園やふれあいグリーンパーク、結婚の森などがあり、定期的な整備や草刈り等の適正な維持管理を実施することにより、スポーツ・レクリエーションの場、子どもの遊び場などとして活用されています。

今後は、住民が安全に安心して利用できるよう、老朽化した施設・設備の改修等を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）良好な景観形成に向けた意識の高揚と活動の促進

本村ならではの良好な景観づくりに向け、住民や事業者の景観形成に向けた意識の高揚を促しながら、それぞれの役割に基づいて実施する景観づくり活動等への参画・協働を促進します。

（２）ビューポイントの適正な維持管理と活用

結婚の森をはじめ、赤城高原の景観の優れた場所に整備したビューポイントについて、観光資源として適正な維持管理に努めるとともに、これらと他の観光資源をつなげた滞在型活動エリアの整備に向けた取り組みを検討していきます。

（３）公園・緑地の整備充実

住民のいこい・くつろぎの場、スポーツ・レクリエーションの場として、総合運動公園やふれあいグリーンパークの充実と活用を図ります。

また、老朽化の進んだ施設・設備については、計画的に改修を進めます。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
「景観の状況」住民満足度	%	43.1 (令和元年度)	50.0
「公園・緑地の整備状況」住民満足度	%	36.3 (令和元年度)	45.0
「緑化の推進状況」住民満足度	%	35.2 (令和元年度)	45.0
地元の公園の維持管理に参加している人の割合	%	30.3 (令和元年度)	40.0
緑化活動をしている人の割合	%	30.6 (令和元年度)	40.0

3 上下水道の整備

現状と課題

水道は、健康で快適な住民生活と活力ある産業活動に一日も欠かすことのできない重要な社会基盤です。

本村では、4つの簡易水道によって給水を行っており、計画給水人口は8,564人、1日最大計画給水量は4,986 m³となっています。簡易水道普及率は99.0%（令和元年3月末現在）で、給水人口は7,330人となっています。

近年は少子化や節水意識の向上等により、給水人口や料金収入が年々減少傾向にあります。また、老朽化した施設や耐用年数を超えた設備類や水道管などを多く抱えており、今後、維持管理費がさらに増加していくことが考えられます。

安全・安心な水道水を安定的に供給していくため、水道施設の整備を計画的に進めていくとともに、水道事業の効率的な運営に努める必要があります。

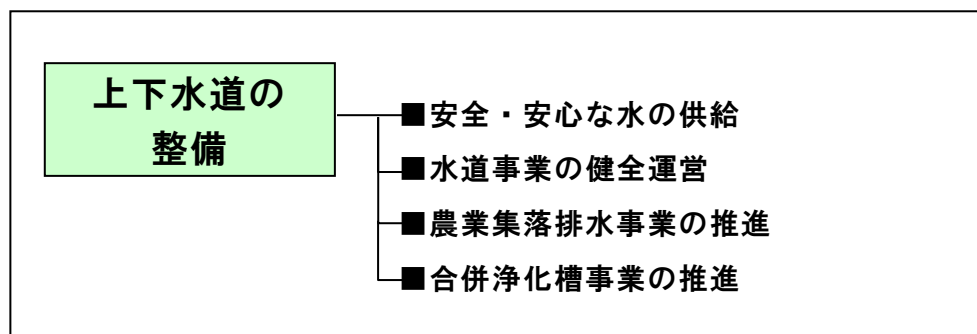
一方、下水道は美しく快適な生活環境づくりに欠かせない基幹的な施設であり、住民生活に大きな役割を果たしています。

本村の下水道事業は、農業集落排水事業と合併浄化槽事業によって行っています。

農業集落排水事業は、平成16年に4地区の処理施設が完成し、その後、加入率も順調に伸びていますが、施設・設備の老朽化が進んでおり、その修繕・改修等が課題となっています。

合併浄化槽事業については、平成13年に着手し、設置基数は着実に増加していますが、経年劣化した浄化槽の附属機器等の交換や、当初整備の浄化槽の機能低下への適切な対応が求められています。

施策の体系



主要施策

（１）安全・安心な水の供給

老朽化した水道施設を改修するため、施設の耐震化を含めた長寿命化計画や経営戦略に基づき、計画的な施設整備を実施します。

また、施設・設備の点検・改修や水道管の漏水調査を実施し、有収率の向上を図ります。

さらに、事故や災害に備え、施設台帳や水道管網図を活用するとともに、災害時の給水体制の充実を図ります。

（２）水道事業の健全運営

公営企業法の適用による独立会計制度へ移行するため、事業の効率化を図るとともに、利用者の理解を求めながら安定した事業運営を行います。

（３）農業集落排水事業の推進

整備された農業集落排水施設・設備の適正な維持管理・長寿命化を図るとともに、広報・啓発活動等を推進し、未接続世帯の接続の促進に努めます。

（４）合併浄化槽事業の推進

戸別浄化槽事業地区において、今後も事業を推進し、合併浄化槽の設置を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を促します。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
水道有収率	%	83.3	85.2
農業集落排水接続率	%	82.4	87.4
合併処理浄化槽整備基数	基	378	450
「水道の整備状況」住民満足度	%	48.3 (令和元年度)	74.0
「下水の整備状況」住民満足度	%	46.5 (令和元年度)	70.0

4 廃棄物処理とリサイクルの推進

現状と課題

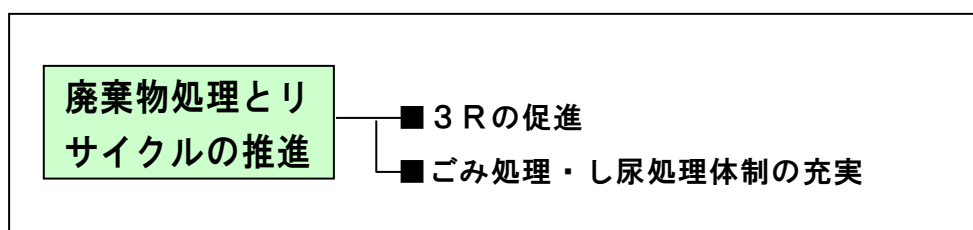
物質的な豊かさや快適性、利便性を求めてきた結果、大量消費・大量廃棄型の社会が形成され、環境に大きな負荷を与えてきました。このような状況を見直すため、廃棄物の発生抑制とその循環利用を図る持続可能な循環型社会の形成が強く求められています。

本村では、平成16年度末をもって村の最終処分場が閉鎖され、平成17年度から、資源ごみの集団回収に全地区で取り組み、住民の自主的なリサイクル運動等が進められています。また、平成26年度からは使用済み小型家電のリサイクル回収、平成29年度からは指定プラスチックの分別も始め、リサイクル率の向上を図っています。

ごみ問題は、住民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、行動していくことが重要であり、今後とも、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再生使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを基本に、減量化・資源化を促進していく必要があります。

また、可燃ごみ・し尿処理は沼田市外2箇村清掃施設組合で広域的に処理していますが、施設の適正処理機能を維持していくため、計画的な修繕と新たな施設整備が必要となっています。

施策の体系



主要施策

(1) 3Rの促進

広報・啓発活動や学校教育、社会教育などを通じ、情報提供や教育・啓発を行い、住民のごみ分別の一層の徹底を促すとともに、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rを促進します。

(2) ごみ処理・し尿処理体制の充実

沼田市外2箇村清掃施設組合によるごみ処理施設及びし尿処理施設の適正な維持管理を推進するとともに、処理体制のさらなる広域化について検討し、その実現化に向けた取り組みを進めます。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
燃やせるごみの搬出量	t	1176.1	1152.0
資源ごみの回収量	t	325.7	322.0
資源ごみのリサイクル率	%	14.0	15.0
資源ごみの回収品目	品目	9	10
3R運動をしている人の割合	%	69.7 (令和元年度)	75.0
「ごみ処理・リサイクル等の状況」 住民満足度	%	38.9 (令和元年度)	50.0
「し尿処理の状況」住民満足度	%	34.5 (令和元年度)	40.0

第8章 計画推進のために

1 行政運営の充実

現状と課題

地方分権・地方創生も新たな段階に入り、これからの自治体には、地域の特性・個性を生かした、生き残るための取り組みを自ら考え、自ら実行していく力が一層強く求められます。

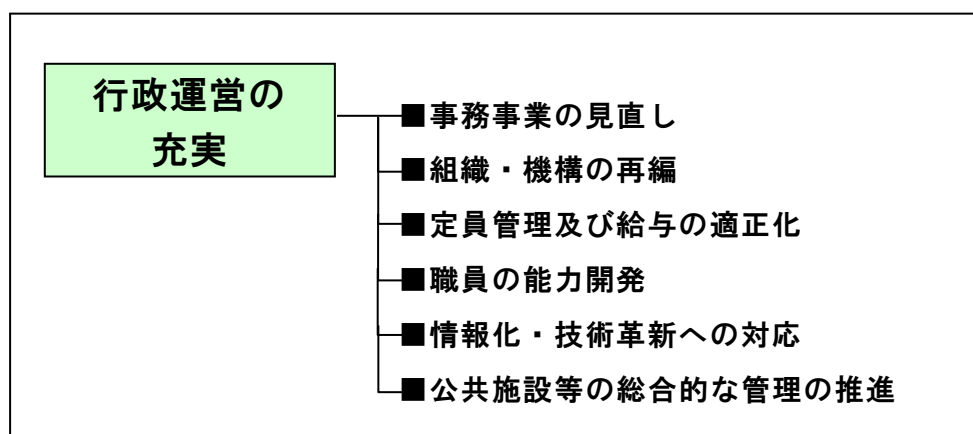
本村ではこれまで、厳しい財政状況の中で、村政の抱える重要課題に対応しつつ、自主自立のむらづくりを進めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるため、行政改革を積極的に推進し、着実に成果を上げてきました。

しかし、今後さらに加速する少子高齢化や人口減少をはじめとする社会環境の変化に伴い、行政ニーズはこれまで以上に増大し、かつ多様化していくことが見込まれます。

このような中、これまでの行政サービスを維持しながら、将来にわたって自立可能・持続可能なむらづくりを進めていくためには、行政運営の在り方自体を常に点検・評価しながら、さらなる効率化を進めていく必要があります。

このため、今後は、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、事務事業の見直しや組織・機構の再編、定員管理の適正化、職員の能力開発など、行政改革を継続的に推進していくことが必要です。

施策の体系



主要施策

（１）事務事業の見直し

事務事業の点検・評価・見直しを行い、その改善及び整理・合理化、民間委託等を推進します。

（２）組織・機構の再編

複雑・多様化する行政ニーズに的確かつ迅速に対応するため、簡素で効率的な組織・機構への再編を適宜行います。

（３）定員管理及び給与の適正化

数値目標に基づき、職員の定員管理及び給与の適正化を図ります。

（４）職員の能力開発

人事評価制度の活用や職員研修の充実、県や横浜市との人事交流の推進等により、地方分権・地方創生の時代の担い手にふさわしい職員の育成を図ります。

（５）情報化・技術革新への対応

これまで導入した各種システムの維持・更新や新たなシステムの導入、広域的な電子行政の推進等により、電子自治体の構築を一層進めるほか、新たな社会（Society 5.0）づくりに向け、行政運営やむらづくりにおけるロボット、AI、IoTなどの未来技術の利活用の可能性について研究を進めます。

（６）公共施設等の総合的な管理の推進

財政負担の軽減と将来を見据えた最適な配置に向け、公共施設等総合管理計画に基づき、また個別施設等総合管理計画の策定のもと、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進します。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
「行財政改革の状況」住民満足度	%	22.5 （令和元年度）	40.0

2 財政運営の充実

現状と課題

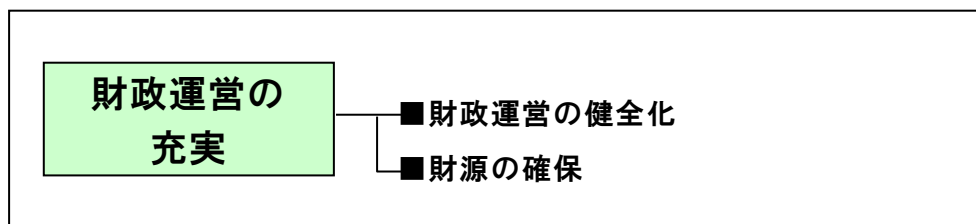
生産年齢人口の減少に伴う税収の減少や高齢化の急速な進行による社会保障関係経費の増大などにより、地方財政は極めて厳しい状況が続いています。

平成 25 年度からの本村の財政状況をみると、自主財源の柱となる村税については、11 億円程度を毎年キープしており、安定していますが、歳入の多くを占めている地方交付税については、国の財政事情もあり、15 億円から 14 億を切ってきており、今後も地方交付税は減少していくことが見込まれます。

しかし、住民が求めるサービスは今後も増え続けるとともに、老朽化した施設や、道路・橋梁・上下水道などのライフラインの更新に莫大な費用が必要となることが予想されます。平成 29 年度には、これらを見越して特別目的基金の金額を増やし、その時の財政状況に左右されることなく施設等の更新が行えるようにしています。

今後は、限られた財源の中で、事業を絞った財政運営を行い、歳出を抑制するとともに、必要な事業には投資をすることで、住民サービスの充実に努めていくことが必要です。また、歳入については、交付税に頼ることなく、ふるさと納税などの寄附も利用しながら、今後も自主財源の確保に努めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

（１）財政運営の健全化

住民ニーズ、重要性、効果性、効率性などを総合的に判断し、投資的経費の効率的な配分と計画的・戦略的な執行を行い、歳出の抑制を図るとともに、ソフト事業を中心とした新規施策を重点的・効果的に実施して歳入の増を図り、長期的な観点から財政運営のさらなる健全化に努めます。

（２）財源の確保

適正・公平な課税や納税相談の充実、滞納整理に努め、高い徴収率を維持するとともに、受益者負担の原則に基づく使用料・手数料の見直しを行い、自主財源の確保を図ります。

また、ふるさと納税や企業版ふるさと納税の取り組みを効果的に推進し、むらづくりの財源として有効活用を図るとともに、関係人口の拡大につなげていきます。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
財政力指数	—	0.44	0.48
実質公債費比率	%	5.6	6.0

3 広域行政の推進

現状と課題

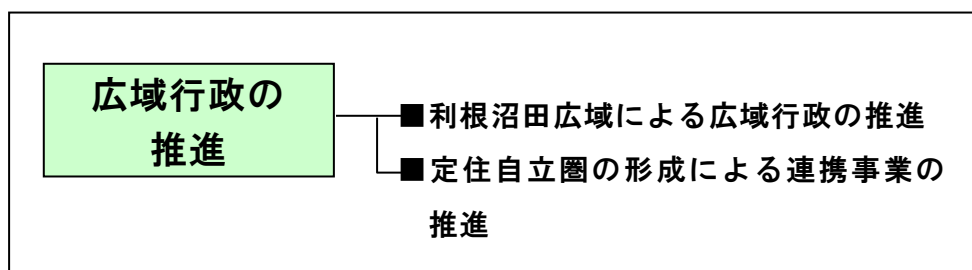
社会・経済情勢の変化に伴ってますます複雑・多様化する行政課題に効果的・効率的に対応するとともに、住民サービスの向上を進めていくためには、自治体それぞれの取り組みに加え、広域的な取り組みが必要不可欠です。

本村は、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町の1市1町3村で利根沼田広域市町村圏振興整備組合を組織し、消防・救急や観光、福祉・介護などの分野で共同事業を実施しています。

また、現在、沼田市を中心市とする定住自立圏^{※26}の形成に向けた取り組みを進めており、新たな形の広域連携が始まろうとしています。

今後は、従来からの広域行政を継続しながら、定住自立圏の形成による沼田市との連携事業を推進していく必要があります。

施策の体系



※26 圏域の中心市と近隣の市町村が協定を結び、お互いに役割分担して連携・協力する広域連携の取り組み。中心市宣言及び協定締結後、実施する取り組みを示した共生ビジョンを策定して各種連携事業を行う。

主要施策

（１）利根沼田広域による広域行政の推進

効率的な行財政運営の推進と住民サービスの向上に向け、利根沼田広域市町村圏振興整備組合による各分野における共同事業を推進します。

（２）定住自立圏の形成による各種連携事業の推進

中心市である沼田市の都市機能等を有効に活用して本村及び圏域全体の活性化を図るため、定住自立圏の形成に関する協定の締結や共生ビジョンの策定のもと、各種連携事業に取り組みます。

成果指標

指標名	単位	平成30年度 （実績）	令和6年度 （目標）
「広域的連携によるむらづくりの状況」 住民満足度	%	21.5 （令和元年度）	30.0
他自治体との連携事業数	件	—	15

第3部 第2期総合戦略

第1章 第2期総合戦略の基本的な考え方

1 戦略の位置づけ

「昭和村第5次総合計画後期基本計画」の中から、人口減少の歯止めに向けて特に重点的・戦略的に取り組むべき施策・事業を抽出し、強力に推進する戦略

本村では、人口減少が進む中、平成27年度に、「昭和村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「昭和村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、これに基づき、人口減少を抑制し、魅力と活力あふれる昭和村を築き上げ、将来にわたって持続させていくための取り組みを積極的に推進してきました。

しかし、本村の人口は、国勢調査の結果によると、平成22年の7,620人から平成27年には7,347人となり、この5年間で273人減少し、これまでの中（昭和50年以降）で減少数が最も多くなっており、人口減少対策の一層の強化が求められる状況にあります。

このような状況を踏まえ、本村では、「人口減少に歯止めをかけること」を今後のむらづくりの最重要課題としてとらえています。

そこで、この「昭和村第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、「昭和村第5次総合計画後期基本計画」の中から、人口減少の歯止めに向けて特に重点的・戦略的に取り組むべき施策・事業を抽出し、強力に推進する戦略として位置づけます。

昭和村第5次総合計画後期基本計画

基本目標と施策の項目

基本戦略

みんなでつくろう

元気な昭和村

1 みんなで進める自主・協働のむらづくり	1 住民参画・協働推進体制の確立 2 地域活動・コミュニティ活動の充実 3 情報公開と広報広聴の充実
2 子育て応援・教育重視のむらづくり	1 子育て支援の充実 2 学校教育の充実 3 地域教育の充実と青少年健全育成の推進 4 男女共同参画・人権対策の推進
3 みんないきいきスポーツ・文化のむらづくり	1 生涯学習推進体制・施設の充実 2 社会教育活動の推進 3 文化活動・文化財保護活動の充実 4 生涯スポーツ活動の充実 5 友好交流都市との交流促進と多文化共生体制の充実
4 生涯安心健康福祉のむらづくり	1 地域福祉の充実 2 高齢者支援の充実 3 障がい者支援の充実 4 社会保障の充実 5 健康・保健活動の充実 6 地域医療体制の充実
5 農業を基幹に元気産業のむらづくり	1 農業・林業の振興 2 商工業・エネルギー産業等の振興 3 観光と6次産業化の推進
6 安全で生活便利なむらづくり	1 防災体制・治山治水対策の充実 2 消防・救急体制の充実 3 交通安全・防犯・消費者対策の推進 4 道路・公共交通の整備充実 5 住環境の整備充実
7 緑に包まれた人にやさしいむらづくり	1 自然環境の保全 2 景観形成と公園・緑地の整備 3 上下水道の整備 4 廃棄物処理とリサイクルの推進
8 計画推進のために	1 行政運営の充実 2 財政運営の充実 3 広域行政の推進

基本戦略1

農業・商工業を大切にするとともに、いきいきと働けるようにする

基本戦略2

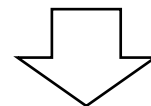
新しいひとの流れをつくるとともに、昭和村ファンを増やす

基本戦略3

結婚・出産・子育ての希望をかなえるとともに、未来を担う人材を育てる

基本戦略4

誰もが住みたくなる、安全・安心・便利なむらをつくる



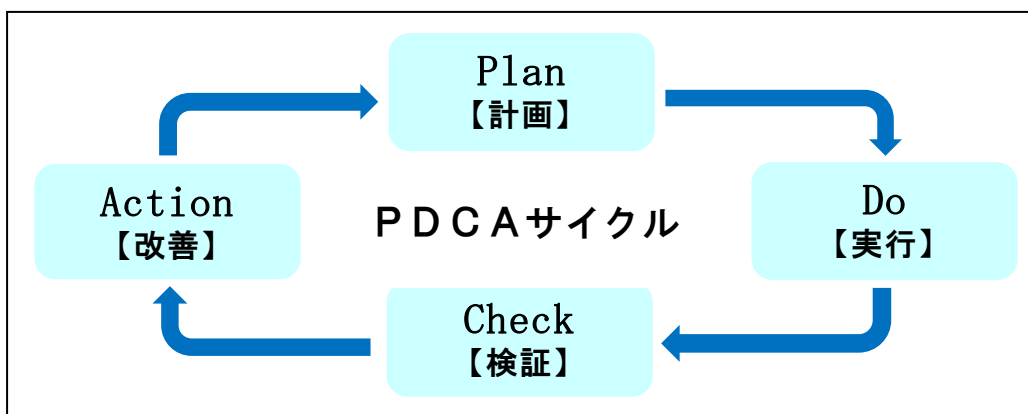
昭和村第2期総合戦略

人口減少対策を強力に推進する戦略

2 戦略の検証・改善について

本戦略では、「基本戦略」ごとに「数値目標」を設定するとともに、その下に展開する「主な取り組み」ごとに「K P I（重要業績評価指標）」を設定し、検証・改善を図るための仕組みとして、PDCAサイクルを運用します。

このPDCAサイクルの運用により、また、社会・経済情勢の変化や村の財政状況等も十分に考慮しながら、必要に応じて本戦略の見直しを行います。



3 戦略の構成

本戦略の構成は、次のとおりとします。

■「基本戦略」

本村の人口減少対策の柱となる「基本戦略」を設定します。

■「基本的方向」と「数値目標」

「基本戦略」ごとに、取り組みの方向を示した「基本的方向」を記載するとともに、具体的な数値による「数値目標」を設定します。

■「主な取り組み」

「基本的方向」と「数値目標」に基づいて実施する「主な取り組み」を記載します。

■「主要施策」と「主要事業」、「K P I（重要業績評価指標）」

「主な取り組み」ごとに、それを推進するための「主要施策」と「主要事業」、「K P I（重要業績評価指標）」を記載します。

第2章 第2期総合戦略の体系

後期基本計画に基づき、また、国・県の第2期総合戦略を踏まえ、本戦略の体系を次のとおり定めます。

みんなでつくろう 元気な昭和村

【基本戦略】

1 農業・商工業を大切にするとともに、いきいきと働けるようにする

★キーワード：「産業」・「雇用」

- 【主な取り組み】 1－1 農業の維持と新たな展開を図る
1－2 商工業の活性化と起業を進める



【基本戦略】

2 新しいひとの流れをつくとともに、昭和村ファンを増やす

★キーワード：「観光」・「移住」・「関係人口」

- 【主な取り組み】 2－1 観光客を増やす
2－2 定住・移住を促進するとともに、昭和村ファンを増やす



【基本戦略】

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえとともに、未来を担う人材を育てる

★キーワード：「結婚」・「出産」・「子育て」・「教育」

- 【主な取り組み】 3－1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
3－2 子どもの教育環境を充実する

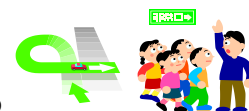


【基本戦略】

4 誰もが住みたくなる、安全・安心・便利なむらをつくる

★キーワード：「安全」・「安心」・「便利」

- 【主な取り組み】 4－1 災害に強い安全なむらをつくる
4－2 便利で安心して暮らせるむらをつくる



第3章 基本戦略ごとの取り組み

1 農業・商工業を大切にするとともに、いきいきと働けるようにする

【基本的方向】

基幹産業である農業の振興といきいきと働ける安定した雇用の場の確保を目指し、農業の維持と新たな展開、商工業の活性化、起業の促進に向けた取り組みを進めます。



【数値目標】

目標名	基準値（H30）	目標値（R6）
農業経営体数	545 経営体 （平成 27 年度）	500 経営体
村内事業所従業者数	2,455 人 （平成 27 年度）	2,577 人

【主な取り組み】

1-1 農業の維持と新たな展開を図る

【主要施策（後期基本計画より）】

■多様な担い手の育成・確保

関係機関・団体と連携し、経営指導や情報提供の充実等により、明日の農業を支える認定農業者の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。

また、研修機会の提供や各種支援制度の活用等により、新規就農者、農業後継者の育成・確保を図ります。

■農業生産基盤の充実

関係機関と連携し、農地の整備や土づくりを促進し、土地条件の一層の向上を図るほか、多面的機能支払交付金事業などにより、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援します。

また、農地中間管理機構の活用等により、担い手への農地の集積を促進するほか、農地不足の解消に向けた取り組みを推進します。

■小規模経営農家・高齢農家対策の推進

今後、専業農業者の高齢化が進展する中で、高付加価値・多品目少量生産、直売、加工、流通等において独自の施策展開を図ることが求められることから、小規模経営農家や高齢農家を対象に、こうした消費者の多様なニーズの受け入れ体制の確立と諸施策の展開を図ります。

■食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進

村の支援や県等の関係機関への支援要望を行い、家畜糞尿やプラスチック類などの農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルや減農薬栽培の促進、生産工程管理の充実促進など、食の安全・安心と環境に配慮した農業の展開を促します。

■農産物の消費の拡大

道の駅「あぐりーむ昭和」における農産物直売体制の一層の充実をはじめ、商業施設や学校給食との連携などにより、地産地消を促進し、村内での消費の拡大に努めます。

また、ホームページやマスコミをはじめ、様々な媒体を活用し、全国に向けた戦略的なPR活動の展開に努めるとともに、都市部等における出展活動、友好交流都市との新たな販路開拓に向けた取り組み、県等と連携した海外への輸出拡大に向けた取り組みなどを促進し、村外における消費の拡大に努めます。

■有害鳥獣対策の推進

イノシシやカモシカ、サルなどによる農林産物の被害を防止するため、関係機関・団体と連携し、効果的な有害鳥獣対策を推進します。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
1-1-1	農業経営法人化支援事業	産業課
1-1-2	認定農業者の育成・確保事業	産業課
1-1-3	新規就農者支援事業	産業課
1-1-4	農業基盤となる農地不足解消事業	産業課
1-1-5	友好交流都市との新たな販路開拓事業	産業課
1-1-6	農産物海外輸出促進事業	産業課
1-1-7	昭和村新鮮やさいPR事業	産業課
1-1-8	有害鳥獣等駆除助成事業	産業課

【K P I（重要業績評価指標）】

指標名	基準値（H30）	目標値（R6）
認定農業者数	282 人	290 人
法人化数	28 件 （平成 27 年度）	35 件
経営耕地面積	2,506ha （平成 27 年度）	2,631ha
農産物販売金額規模別経営体数 （3 千万円以上）	165 経営体 （平成 27 年度）	180 経営体
農産物直売所「旬菜館」の売上	270,863 千円	325,000 千円
輸出関連業者との成約件数（累計）	0 件	2 件
有害鳥獣等駆除助成件数	5 件	5 件

【主な取り組み】

1-2 商工業の活性化と起業を進める

【主要施策（後期基本計画より）】

■企業誘致の推進

本村の魅力を発信し、地域イメージの向上に努めながら、県と連携して残りの工場用地への企業誘致に取り組むとともに、新たな工場用地の確保について検討していきます。企業誘致にあたっては、再生可能エネルギー関連企業や農業関係研究施設など、本村の特性等を踏まえた企業の誘致に取り組みます。

■起業の促進

商工会と連携し、必要な知識やノウハウを学べる機会の提供や指導・助言、起業後のフォローアップなどを行い、新たな起業の促進と経営の安定化を促進します。

■生活密着型商業の振興

商工会と連携し、住民生活に密着した商品やサービスを提供する店づくり、経営の改善や販売戦略の展開等を支援します。

また、小規模事業者を中心とした融資制度の周知と利用促進を図ります。

■観光商業の振興

「やさい王国昭和村」ブランドを生かした商業振興を図るため、村内商業者と農業者との連携・協力体制の強化を促し、特色ある特産品の開発・販売・PRに向けた取り組みを促進します。

また、村内にある観光施設等を有効利用し、訪れる観光客の村内消費につなげる取り組みを検討します。

■雇用創出等の推進

企業誘致や既存企業の新規事業参入並びに既存事業の拡大などを促進し、地域の活性化と雇用の創出・安定を図ります。

また、関係機関と連携し、職業能力向上・開発の推進と雇用に関する情報の提供に努め、雇用機会の拡充を図ります。

■6次産業化の促進

関係機関・団体と連携し、6次産業化を進めるための組織の設立や計画の策定など体制の充実を図り、各農家や団体等が行う6次産業化への取り組みを支援します。

また、観光拠点施設の一つである農家レストランを中心に、地元野菜や農産物を活用した新メニューの開発に取り組みます。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
1-2-1	農業関係研究施設誘致事業	産業課
1-2-2	商業施設誘致調査等事業	企画課
1-2-3	中小企業支援事業（立地支援を含む）	産業課
1-2-4	起業家支援事業	産業課
1-2-5	地域資源を活用した6次産業化等支援事業	産業課

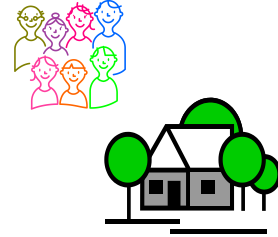
【K P I（重要業績評価指標）】

指標名	基準値（H30）	目標値（R6）
商工会会員数	165 人	170 人
起業セミナー参加者数	15 人	18 人
起業件数（累計）	—	2 件

2 新しいひとの流れをつくとともに、昭和村ファンを増やす

【基本的方向】

移住者や昭和村を応援してくれる関係人口の増加、観光・関係から移住への展開を目指し、観光機能の強化や昭和村ファンの拡大、住宅の確保と移住・定住の促進に向けた取り組みを進めます。



【数値目標】

目標名	基準値（H30）	目標値（R6）
社会増減数	転出超過 39 人	転出超過 30 人

【主な取り組み】

2-1 観光客を増やす

【主要施策（後期基本計画より）】

■観光拠点の整備

道の駅「あぐりーむ昭和」について、誘客力の向上と産業振興を目指し、収穫体験場や駐車場の拡張など施設の充実を図るとともに、新たな施設の増設について検討していきます。

また、「昭和の森山荘」に代わる宿泊施設の整備について検討していきます。

■観光案内板等の整備

観光客が目的地までスムーズに到着できるよう、村内の各施設等を表示した観光案内板や観光施設表示板を3か国語表記により整備します。

■体験・交流・リピート型観光の展開

道の駅「あぐりーむ昭和」を中心とした、野菜収穫体験や外部機関との連携による2坪農園などを充実させ、ファミリー等が野菜の種まきから収穫までを体験する機会を提供するなど、リピート型観光に取り組めます。

また、広大な農地や美しい山脈を眺めながら周遊できるレンタサイクル事業などを充実させ、村内周遊観光に取り組めます。

■観光イベントの充実

「昭和の秋まつり」や「ウインターフェスティバル」、道の駅「あぐリーむ昭和」における各種イベントを充実させ、観光客の増加を目指します。

■観光ルートの充実

本村における滞在型観光ルートの見直し・充実を行うとともに、近隣市町村の観光資源を含めた広域的な観光ルートの設定やツアー事業の展開を図ります。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
2-1-1	道の駅「あぐリーむ昭和」規模拡大事業	産業課
2-1-2	昭和の森経営改善支援事業	企画課
2-1-3	宿泊施設整備事業	企画課
2-1-4	新たな観光ルート構築事業	企画課
2-1-5	利根沼田観光連携事業	企画課
2-1-6	森林利活用事業	産業課
2-1-7	観光プロモーションツール整備事業	企画課

【K P I（重要業績評価指標）】

指標名	基準値（H30）	目標値（R6）
観光入込客数	609 千人	750 千人
道の駅「あぐリーむ昭和」入込客数	432 千人	600 千人
森林スポーツエリア遊歩道利用者数	0 人	50 人
赤城山船ヶ鼻登山道登山者数	142 人	170 人
森林ボランティア実施回数	3 回	5 回

【主な取り組み】

2-2 定住・移住を促進するとともに、昭和村ファンを増やす

【主要施策（後期基本計画より）】

■公的な住宅の確保

借上賃貸住宅について、住民ニーズを踏まえながら、民間の経営を圧迫することがないように継続するとともに、村営住宅の整備等について検討していきます。

■定住・移住促進施策の推進

空き家バンク事業の充実を図り、空き家や土地の利活用等を促進するほか、定住目的で新築住宅を建設した人や住宅のリフォームを行った人への支援を推進します。

また、移住希望者に対する相談体制の充実や県と連携した移住者への経済的支援を行うとともに、移住希望者や関係人口を掘り起こすため、ホームページやマスコミ、移住イベントをはじめとする様々な媒体・機会を活用した村の魅力発信・プロモーション活動を積極的に推進します。

さらに、定住・移住を促進するための効果的な支援施策について検討し、その推進に努めます。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
2-2-1	空き家活用促進事業	企画課
2-2-2	住宅地確保事業	企画課
2-2-3	住環境整備事業	企画課
2-2-4	移住者支援事業	企画課

【K P I（重要業績評価指標）】

指標名	基準値（H30）	目標値（R6）
空き家バンク登録件数	0 件	3 件
空き家有効活用件数（累計）	0 件	3 件
新築住宅建築棟数	29 棟	35 棟
移住相談件数	18 件	30 件
移住支援施策による転入件数	7 件	10 件

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえるとともに、未来を担う人材を育てる

【基本的方向】

結婚して子どもを産み育てたいと思う人々の希望をかなえるとともに、子どもが未来を担う人材としてたくましく育つよう、結婚の支援や子育て支援体制・子どもの教育体制の充実に向けた取り組みを進めます。



【数値目標】

目標名	基準値（H30）	目標値（R 6）
婚姻数	20 組	25 組
合計特殊出生率	1.44 (平成 29 年度)	1.58

【主な取り組み】

3-1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【主要施策（後期基本計画より）】

■結婚支援の推進

少子化対策の一環として、結婚を希望する男女に出会いの場を提供するため、婚活イベントを開催します。

また、結婚新生活支援事業による経済的支援など、結婚支援事業の充実を図ります。

■安心して妊娠・出産ができる環境づくり

安心して妊娠・出産ができるよう、母子手帳の交付や妊産婦健康診査、妊婦相談、訪問など一貫した支援の充実を図るほか、不妊治療に関する支援を行います。

■保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応するため、保育士や調理師などの人材の確保及び資質の向上、保育園の施設・設備の整備充実、保育内容の充実を図ります。

■地域子ども・子育て支援事業の充実

子育てに関する相談・学習・交流の場を提供する地域子育て支援拠点事業や放課後における小学校児童の健全育成のための学童クラブ、一時的に子どもを預かってもらう一時保育事業をはじめ、地域における多様な子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

■子育てに関する相談支援の拠点づくり

安全・安心な妊娠・出産・子育てができるよう、子育てに関する様々な相談の受け付け、切れ目のない支援を行う拠点として、子育て世代包括支援センターの設置・活用を図ります。

■子どもの安全の確保

関係機関・団体との連携のもと、交通安全対策や犯罪等の被害から子どもを守るための活動等を推進し、子どもの安全の確保に努めます。

■子育て世帯への経済的支援の推進

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子育て支援金給付事業や第2子以降保育料無料化事業、乳児等に係る日常生活用品購入費助成事業、保育園副食費補助事業、幼児から中学3年生までのインフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施します。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
3-1-1	結婚支援事業	企画課
3-1-2	不妊治療費助成事業	保健福祉課
3-1-3	子育て世代包括支援センター整備事業	保健福祉課
3-1-4	地域で子ども見守り隊事業	総務課 保健福祉課 教育委員会
3-1-5	一時保育・子育て支援センター充実事業	保健福祉課
3-1-6	子育て支援事業	保健福祉課
3-1-7	乳児等に係る日常生活用品購入費助成事業	保健福祉課
3-1-8	児童虐待支援拠点事業	保健福祉課

【K P I（重要業績評価指標）】

指標名	基準値（H30）	目標値（R6）
婚活イベント開催回数	1回	1回
婚活イベントにおけるカップル成立数	—	2組
婚姻率	2.8	3.5
一人あたりの不妊治療費助成回数	8回	10回
出生数	51人	61人
一時保育利用人数	311人	320人
子育て支援センター利用人数	3,816人	4,580人
子育て世代包括支援センター数	—	1箇所
児童虐待支援拠点数	—	1箇所

【主な取り組み】

3-2 子どもの教育環境を充実する

【主要施策（後期基本計画より）】

■確かな学力の育成

児童生徒が自分の将来を自ら切り拓いていけるよう、自ら学び、自ら考える力やコミュニケーション能力、思考力、判断力、表現力等を育成するとともに、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図ります。

■豊かな人間性の育成

自然や生き物などとふれあう体験学習や道徳教育、人権教育、読書活動の推進などを通して、自他を大切にする心や社会性の育成、規範意識の醸成等に努め、豊かな心を育てます。

■健康な体の育成

体育に関する指導や運動部活動、健康・安全教育や食に関する指導の充実と望ましい生活習慣の確立に努め、体力の向上や健康の保持増進を図ります。

■社会の変化に対応した教育の推進

A L Tを活用した英語教育の充実や中学生海外派遣事業及び受け入れ事業の実施により、コミュニケーション能力の育成や国際理解教育の充実を図るほか、I C Tを活用したプログラミング教育を推進します。

■いじめ・不登校への対応

いじめや不登校などの問題に対し、スクールカウンセラー等による相談しやすい環境づくりと指導の充実に努めるほか、適応指導教室「子ども未来塾」で不登校児童生徒に学ぶ場を提供し、学校と連携しながら適応指導を行い、社会的自立と学校への復帰を援助していきます。

■学校・家庭・地域社会の連携

学校・家庭・地域が連携協力しながら一体となって児童生徒の健やかな成長を担っていくため、学校支援センターの活用や学校評議員の意見の反映を図り、「地域とともにある学校づくり」や地域の実情を踏まえた「特色ある学校づくり」を推進します。

■教育環境の整備

児童生徒数の推移をみながら、保護者・地域住民等の意見を踏まえ、学校の在り方検討委員会において、今後の学校及び関連施設の在り方について検討します。

また、通学路の安全確保や図書室の整備を行い、教育環境の充実に努めます。

■家庭・地域の教育力の向上

家庭・地域の教育力の向上に向け、家庭・地域・学校等の連携を強化し、保護者や地域住民に対して情報提供と啓発を図ります。

■青少年の社会参加活動の促進

青少年の生涯学習活動や文化活動、スポーツ活動、自然体験活動、生活・仕事の体験活動、ボランティア活動、世代間交流活動等への参加機会の提供を図り、積極的参加を促進します。

■特色ある生涯学習プログラムの提供

住民ニーズや時代要請を的確に把握しながら、社会教育委員や各種団体の指導者から構成される検討会において協議・検討し、生きがいを実感することができ、世代・性別・国籍にとらわれない多種多様な交流が行えるような生涯学習プログラムの提供を図ります。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
3-2-1	英語指導助手の配置事業	教育委員会
3-2-2	適応指導教室「子ども未来塾」事業	教育委員会
3-2-3	土曜学習事業	教育委員会
3-2-4	放課後子ども教室活動事業	教育委員会
3-2-5	学校の在り方検討委員会設置事業	教育委員会
3-2-6	特別支援サポート事業	教育委員会
3-2-7	校務支援システム導入事業	教育委員会

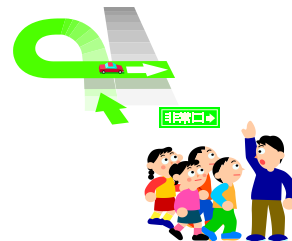
【K P I（重要業績評価指標）】

指標名	基準値（H30）	目標値（R6）
A L T活用（小学校平均）授業年次数	211 コマ	211 コマ
学校特別支援員配置数	11 人	11 人
群馬県体力優良証交付者数	122 人	125 人
小中学校9年間皆勤者数	2 人	5 人

4 誰もが住みたくなる、安全・安心・便利 なむらをつくる

【基本的方向】

住民も訪れる人も誰もが住みたくなる安全・安心・便利なむらを目指し、消防・防災体制の充実をはじめ、公共交通の維持・充実や医療体制の充実、情報化の推進、広域連携の推進に向けた取り組みを進めます。



【数値目標】

目標名	基準値（H30）	目標値（R 6）
自主防災組織数	2 地区	10 地区
公共交通利用人数	25,808 人	28,000 人

【主な取り組み】

4-1 災害に強い安全なむらをつくる

【主要施策（後期基本計画より）】

■役場庁舎の防災機能の強化

災害が発生した場合に災害対策本部となる役場庁舎について、防災拠点としての機能を持った庁舎として新築します。

■自主防災組織の育成

地域防災の要となる自主防災組織について、未結成の行政区に対して結成を促すとともに、既に結成した行政区については、その組織力の維持・強化を促進します。

■防災・減災に関する指針の策定

防災・減災体制の強化、村全体の強靱化を総合的・計画的に進めるため、地域防災計画の見直しを適宜行うとともに、国土強靱化地域計画の策定を図ります。

■災害情報の伝達体制の維持・充実

気象警報や避難勧告などの災害情報がすべての住民に確実に伝達できるよう、防災行政無線や緊急告知FMラジオ、携帯メール等の複数のシステムを活用した体制の維持・充実を図ります。

■避難所等の機能強化

災害時の避難所等について、食糧や資機材等の備蓄品の充実・更新を適宜行い、機能強化を図ります。

■要配慮者の避難支援体制の充実

地域の関係団体及び地域住民と連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難支援体制の充実を図るとともに、要配慮者が必要とする福祉避難所の充実を図ります。

■消防団の充実

機能別消防団員制度の導入など団員確保対策の強化、研修・訓練の実施による団員の資質の向上、消防車両や詰所をはじめとする施設・設備の計画的更新を図り、消防団の充実を促進します。

■常備消防・救急体制の充実

広域的連携のもと、研修・訓練の実施による職員の資質の向上や消防車両・救急車両等の施設・設備の計画的更新を図り、常備消防・救急体制の充実を図ります。

また、山林火災や大規模火災を想定し、送水中継訓練を常備消防と消防団との合同で実施し、消防力の強化を図ります。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
4-1-1	自主防災組織の組織化推進事業	総務課
4-1-2	備蓄倉庫・物品整備事業	総務課
4-1-3	災害ボランティア育成事業	保健福祉課
4-1-4	消防団装備整備（機能強化）事業	総務課
4-1-5	災害情報伝達システム整備事業	総務課

【K P I（重要業績評価指標）】

指標名	基準値（H30）	目標値（R6）
災害ボランティア登録者数	14 人	20 人
食糧や資機材等の備蓄品の配置数	2 箇所	16 箇所
携帯連絡網システム登録者数	1,692 人	2,000 人

【主な取り組み】

4-2 便利で安心して暮らせるむらをつくる

【主要施策】

■公共交通の維持・充実

路線バスについて、住民の暮らしや観光客の移動に便利な路線網の設定や、住民ニーズに合ったダイヤの編成など、利便性の向上に努め、住民の利用を促進するとともに、運行経費や県補助金の動向を勘案しながら、新たな運行システムの導入について検討していきます。

さらに、広域的な連携を強化し、利根沼田地域等における公共交通の充実に向けた取り組みを進めます。

■地域医療体制の充実

広域的な連携を一層強化し、二次保健医療圏としての医療体制の維持・充実に努めるとともに、住民が自分に必要な医療を自ら選択して受けられるよう、医療機関等に関する情報提供の充実を図ります。

また、関係機関と連携し、在宅医療を促進します。

■情報化・技術革新への対応

これまで導入した各種システムの維持・更新や新たなシステムの導入、広域的な電子行政の推進等により、電子自治体の構築を一層進めるほか、新たな社会（Society 5.0）づくりに向け、行政運営やむらづくりにおけるロボット、AI、IoTなどの未来技術の利活用の可能性について研究を進めます。

■定住自立圏の形成による各種連携事業の推進

中心市である沼田市の都市機能等を有効に活用して本村及び圏域全体の活性化を図るため、定住自立圏の形成に関する協定の締結や共生ビジョンの策定のもと、各種連携事業に取り組みます。

【主要事業】

事業 NO.	事業名	担当課
4-2-1	住民ニーズに適応した路線バス運行事業	企画課
4-2-2	公共交通地域間連携事業	企画課
4-2-3	公共交通環境整備事業	企画課
4-2-4	電子行政共同事務化調査事業	総務課 企画課

【K P I（重要業績評価指標）】

指標名	基準値（H30）	目標値（R6）
路線バス利用人数	25,808 人	26,000 人
路線バス収支率（平均）	21.1%	24.0%
他自治体との連携事業数	—	15 件